

群馬県森林・林業基本計画

2021 - 2030



令和8年3月
(改訂版)

群馬県

～群馬県森林・林業基本計画2021-2030の中間見直しにあたって～

本県は、県土の約3分の2を森林が占める関東一の森林県です。森林は豊かな水を育むとともに、災害の防止や木材生産などを通じて、私たちの安全・安心な暮らしと地域の経済活動を支えています。

この森林の有する多様な機能を持続的に発揮させるためには、長い時間と多大な労力をかけ、適正に管理・保全していく必要があります。

一方で、本県の多くの森林は成熟し、木材資源として活用する段階を迎えており、「伐って・使って・植えて・育てる」という森林の循環利用を一層推進していく必要があります。



このため、令和3（2021）年3月に、2040年の将来ビジョンである「県産木材による自立分散型社会」を実現するため、「群馬県森林・林業基本計画2021-2030」を策定し、「林業・木材産業の自立」に向けて、様々な施策に取り組んできました。

近年、災害の激甚化・頻発化、SDGsの理念に基づく取組や2050年カーボンニュートラルの実現が求められるなど、社会情勢が大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、本県では「ぐんまネイチャーポジティブ宣言」の実施や、「群馬県国土強靱化地域計画」の改訂を行い、持続可能な社会の実現や強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築を進めています。

また、県産木材の利用拡大による地域産業の活性化を図るため、「ぐんま県産木材利用拡大プロジェクト」を開始するとともに、森林・林業のビジネス価値向上を目指した森林・林業イノベーションを推進するなど、新たな取組を進めています。

このことから、本県の森林・林業分野の最上位計画である本計画を見直し、社会情勢やこれまでの施策の進捗を踏まえ、2040年の将来ビジョン実現に向け、重点的に取り組むべき5つの重点プロジェクトを設定するなど、取組の基本方針と具体的施策を示しました。

本計画を着実に推進していくためには、行政だけでなく、林業関係者、民間企業、地域住民など、多くの皆様の理解と協力が欠かせません。今後も、皆様とともに持続可能な森林経営と地域の発展を目指し、力強く取り組んでまいりますので、引き続き県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

令和8年3月

群馬県知事

山本 一太

第1編 基本的事項

1 計画見直しの趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 計画の構成	1

第2編 基本構想

第1章 計画見直しの背景

1 森林・林業・木材産業等の新たな動向	3
2 森林に対する県民の期待	4

第2章 森林・林業の姿

1 群馬県の森林・林業・木材産業・きのこ産業の特性	7
2 これまでの施策の総括	9
3 現状と課題の整理	12

第3章 将来ビジョン2040

1 群馬県における森林・林業の将来ビジョン2040	13
2 将来ビジョン実現に向けた方向性	14

第4章 見直しのメインテーマと基本方針

1 計画見直しのメインテーマ	15
2 計画の基本方針と施策体系	16
3 重点プロジェクト	18

第3編 基本計画

第1章 施策・事業の展開

基本方針Ⅰ 林業の競争力強化

1 木材流通・加工体制の基盤強化と需要拡大	25
2 林業システムの改革	36
3 きのこと産業等の再生	53

基本方針Ⅱ 森林の新たな価値の創出

1 新たな森林資源利用	58
2 「森林ビジネス」の創出	61

基本方針Ⅲ 森林の強靱化

1 防災・減災と災害への適応力向上	66
-------------------	----

地域の課題と取組

1 渋川地区	74
2 西部地区	75
3 藤岡地区	76
4 富岡地区	77
5 吾妻地区	78
6 利根沼田地区	79
7 桐生地区	80

第2章 進行管理

1 計画の推進体制	81
2 計画の管理・公表	82

資料編

- ◆数値目標一覧
- ◆用語説明
- ◆参考資料

第1編

基本的事項

1 計画見直しの趣旨

県では、令和3年3月に「群馬県森林・林業基本計画2021－2030」を策定し、森林資源の循環利用をより重視する施策への転換により、高コスト体質からの脱却、収益性の向上を図り、林業・木材産業の自立と森林の適正保全による強靱化の両立を目指し、様々な施策に取り組んできました。

計画の策定から5年が経過したことを受け、施策の進捗状況を総括するとともに、森林・林業・木材産業に関する新たな動きを踏まえ、「林業・木材産業の自立」の実現に向けて、本計画を見直すこととします。

2 計画の位置付け

本計画は、「新・群馬県総合計画」を森林・林業分野から推進するものであり、県の森林・林業施策に関する最上位計画です。

本計画において、本県の森林・林業の目指すべき姿を明確にするとともに、林業・木材産業の自立に向けて、今後10年間に実施すべき取組の基本方針と具体的施策を示します。

3 計画期間

本計画は、2021年度を初年度とし、2030年度を目標年度とする10か年計画です。

4 計画の構成

本計画は、「基本的事項」、「基本構想」、「基本計画」の3編で構成されています。

「基本構想」においては、計画見直しの背景となる社会情勢や本県の森林・林業の現状と課題を整理した上で、これまでの施策を総括しました。これを踏まえ目指すべき将来ビジョンを描き、その実現に向けた変革の方向性を踏まえ将来ビジョンの実現に向けたメインテーマを定めるとともに、重点的に取り組む施策を5つの重点プロジェクト、将来ビジョンとして提示しています。

「基本計画」においては、施策の柱を整理し、3つの基本方針と6つの施策の柱に基づき、今後5年間に取り組むべき具体的な施策・事業展開を示しています。また、地形や資源量、産業構造等の地域の特性に応じた課題と課題解決に向けた方向性を示すため、新たに「地域の課

題と取組」を加えます。

なお、計画内容を着実に推進するため、年度ごとに進行管理を行います。

第1編 基本的事項	◆計画見直しの趣旨 ◆計画の位置付け ◆計画期間 ◆計画の構成
第2編 基本構想	第1章 計画見直しの背景 ◆森林・林業・木材産業等の新たな動向 ◆森林に対する県民の期待
	第2章 森林・林業の姿 ◆群馬県の森林・林業・木材産業・きのこ産業の特性 ◆これまでの施策の総括 ◆現状と課題の整理
	第3章 将来ビジョン2040 ◆群馬県における森林・林業の将来ビジョン2040 ◆将来ビジョン実現に向けた方向性
	第4章 見直しのメインテーマと基本方針 ◆計画見直しのメインテーマ ◆計画の基本方針と施策体系
第3編 基本計画	第1章 施策・事業の展開 ◆基本方針に基づく重点取組 基本方針Ⅰ 林業の競争力強化 基本方針Ⅱ 森林の新たな価値の創出 基本方針Ⅲ 森林の強靱化 ◆地域の課題と取組 各地域の課題と取組
	第2章 進行管理 ◆計画の推進体制 ◆計画の管理・公表
資料編	◆数値目標一覧 ◆群馬県森林・林業基本計画（R3～R6）の実績 ◆用語説明 ◆参考資料

第2編

基本構想

第1章

計画見直しの背景

1

森林・林業・木材産業等の新たな動向

(1) 建築物における木材利用の拡大

- ・建築物における木材利用を拡大するためには、中高層建築物等の非木造建築物の木材利用を拡大する必要があります。
- ・中高層建築物等の木造化・木質化を推進するためには、製材や耐火部材・CLT^{*}等に係る技術開発・普及、木造建築物の設計者の育成等の取組が必要です。
- ・令和7年4月1日に改正建築基準法が施行され、構造計算が必要となる建築物の範囲が拡大し、構造計算に対応できる品質・性質の確かなJAS構造材の普及が必要となっています。
- ・木造住宅において、国産材使用割合の低い分野（横架材^{*}や羽柄材^{*}等）での国産材利用に取り組んでいます。
- ・コンクリート型枠、地盤改良用木杭等の土木分野、畜舎等への利用促進により、国産材の需要を図っています。

(2) 市町村を主体とする森林管理

- ・令和元年4月の「森林経営管理法」の施行により、市町村における森林経営管理制度^{*}の運用が始まりました。
- ・森林経営管理法の施行と同時に「森林環境税^{*}及び森林環境譲与税^{*}に関する法律」も施行されました。このことに伴い、市町村及び都道府県に森林環境譲与税が譲与され、森林経営管理制度の運用を始めとした森林整備や木材活用の推進に活用されています。
- ・制度開始から5年が経過し、全国1,132市町村で約103万haの意向調査が実施され、群馬県では、25市町村、約1,300haの意向調査が行われています。
- ・一方で、林業経営体への権利設定は進んでおらず、制度を運用する市町村からは、人員不足や境界・所有者不明、林業経営体の選定などが課題としてあげられています。
- ・このことから、市町村の事務負担の軽減を図るため、令和8年4月1日に改正森林経営管理法が施行され、市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設、経営管理権の設定における手続要件等が緩和されることになります。また、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化^{*}を通じた森林資源の循環利用を進めるための新たな仕組みが措置されることにより、市町村において一体として経営管理することが適当な地域の選定や

「集約化構想^{*}」の策定などを実施することになります。

- ・このことにより、市町村を主体とする森林管理が更に進むものと考えられます。

(3) 民間企業における森林に対する期待の高まり

- ・気候変動や脱炭素、資源循環、生物多様性等といったグローバルな環境問題の解決に向け、様々な民間企業が森林・林業に対する関心を高めています。
- ・2026年度から大企業の二酸化炭素削減目標の設定が義務化され、排出枠を売買する排出量取引制度が本格稼働することから、削減目標達成に活用可能なJ-クレジット^{*}が注目され、森林由来のJ-クレジットの認証量は大きく伸びています。
- ・SDGsやESG^{*}投資への関心の高まりを背景に、建築事業者、不動産事業者や建築主が、投資家や金融機関に木材利用をアピールすることで評価を獲得し、企業価値を向上しようとする動きがあります。
- ・建築物への木材利用は、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、地域経済の活性化、快適な空間の提供等に寄与するため、更なる木材利用の推進を図ることが重要となっています。

2

森林に対する県民の期待

2025年に実施した県民アンケート調査において、森林に期待する働きを3つ選んで回答していただきました。その結果、山崩れや洪水などの災害を防止する土砂災害防止・土壌保全機能、大気中の二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止に貢献する地球環境保全機能、豊かな水を育む水源涵養機能^{かん}といった公益的機能への期待が上位となりました。この結果は2018年に実施したアンケートと同様の結果となりました。近年相次ぐ異常気象、更に災害発生や地球温暖化への懸念が、森林への期待にも現れていると考えられます。

その一方、林産物を生産する働きや森林と人とのかかわりを学ぶ教育の場としての働きの選択率は、どちらも14%程度と低い結果となりました。

これらの結果は、林業・木材産業を通じた森林資源の管理と適正な利用が、災害の防止や地球温暖化防止等に貢献していることについて、県民の理解が十分に得られていないことを示唆していると思われます。

期待する森林の働き	割合(%)
山崩れや洪水などの災害を防止する働き	81.4
二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き	58.2
水を蓄え、浄化する働き	45.6
野生動植物の生息の場としての働き	27.0
大気を浄化したり、騒音をやわらげる働き	23.3
心身の癒しや安らぎ、レクリエーションの場を提供する働き	19.3
自然に親しみ、森林と人とのかかわりを学ぶなど教育の場としての働き	14.6
木材やきのこ・山菜などの林産物を生産する働き	13.6

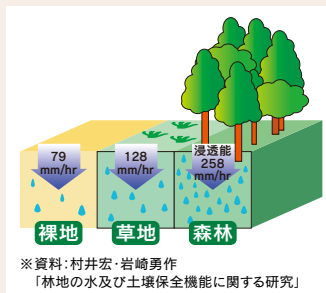
(出典：「ぐんま緑の県民税アンケート報告書」2026年3月)

③ 森林の有する多面的機能

水資源を涵養する【水源涵養機能】

森林の土壌には隙間がたくさんあり、スポンジのように雨水を吸収する働きがあります。この働きにより雨水は一時森林に蓄えられて、ゆっくりと河川に流れ出るため、洪水や渇水を緩和することができます。

また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。



自然災害を防ぐ【土砂災害防止・土壌保全機能】

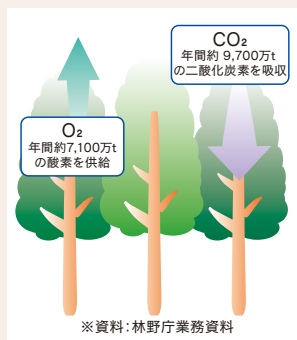
森林の土壌は、落ち葉や下草に覆われており、降雨の際にはこれらが土砂の飛散や浸食・流出を防いでいます。

また、森林は根を地中に張り巡らすことで土壌を固定し、土砂の崩壊や流出を防止しています。



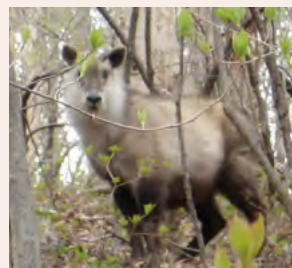
地球温暖化を防止する【地球環境保全機能】

森林は、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素を光合成により吸収し、幹や根などに有機物として貯蔵することにより、地球温暖化の防止に重要な役割を果たしています。



生物の生息・生育の場を提供する【生物多様性保全機能】

森林は、野生動物の生息・生育の場となることにより、生物種、生態系等を保全し、自然環境を健全に保つ役割があります。



生活環境を守る【快適環境形成機能】

森林は、騒音を吸収したり風害を防いだりする機能があります。

保健休養の場を提供する【保健・レクリエーション機能】

森林は、森林浴・ハイキング・キャンプ等のレクリエーションの場を提供することなどにより、人に安らぎを与え、心の緊張を和らげています。

文化をはぐくむ【文化機能】

森林の景観は、行楽や芸術の対象として人々に感動を与えたり、伝統文化伝承の基盤として日本人の自然観の形成に大きく関わっています。

また、森林環境教育や体験学習の場としての役割を果たしています。

木材等を供給する【物質生産機能】

森林は、木材の生産の他、各種の抽出成分やきのこ等を提供しています。



第2章 森林・林業の姿

1 群馬県の森林・林業・木材産業・きのこ産業の特性

(1) 森林資源・林業の特性

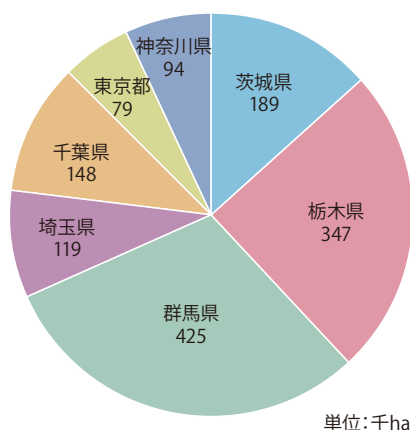
本県は、首都圏の水源地である利根川水系の上流に位置し、県土面積の3分の2の42万7千haが森林で、林野率は67%と関東地方においては、森林面積、林野率ともに最も上位の「関東一の森林県」です（図2-1、図2-2）。

都市から農山村に続く里山、県北部のブナ林や尾瀬の湿原を取り囲む天然林^{*}など、平地から高山に至る土地に多種・多様な森林が分布し、優れた自然環境に恵まれています。

民有林^{*}の48%は人工林^{*}であり、民有人工林の樹種別ではスギが最も多く、27%を占めています（図2-3）。

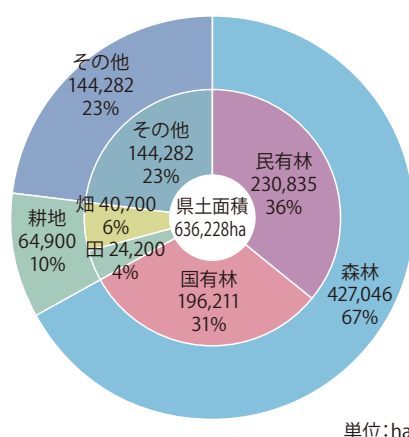
また、民有人工林では51年生以上の森林が約75%となっており、充実した森林資源の有効活用と高齢化した人工林の更新が課題となっています（図2-4）。

図2-1 関東地方1都6県の森林面積



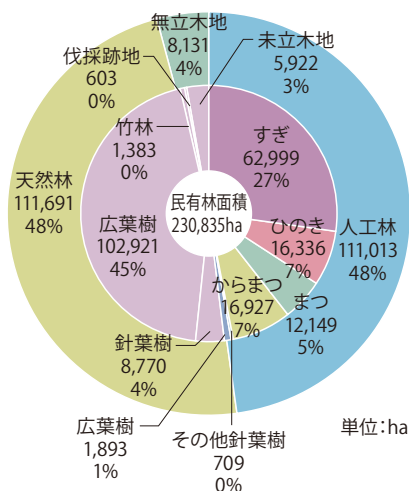
出典：森林・林業統計要覧2025（林野庁）

図2-2 土地利用の状況



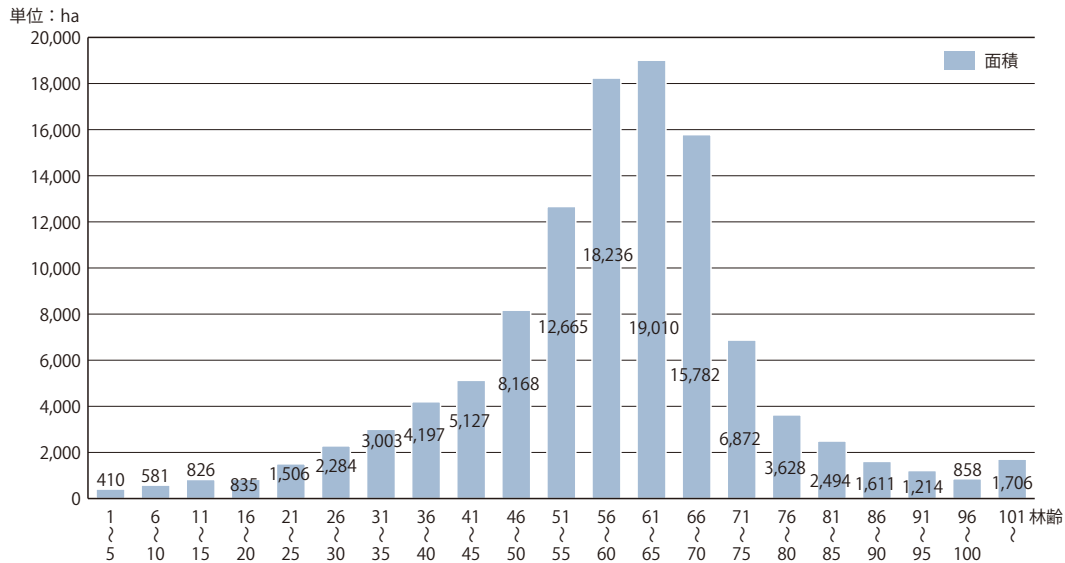
出典：2024年版ぐんまの森林・林業（群馬県林政課）

図2-3 民有林樹種別面積



出典：2024年版ぐんまの森林・林業（群馬県林政課）

図2-4 民有人工林林齢別面積



出典：2024年版ぐんまの森林・林業（群馬県林政課）

民有林については、小面積の個人所有者が多く、林地の地籍調査[※]は宅地や農地に比べて進捗が遅れており、所有者不明・境界不明確な森林の増加により施業の集約化[※]の支障となっています。

市町村においては、森林経営管理制度の取組が進んでいますが、業務の多様化や人員不足等により進捗が停滞しており、更なる支援が必要となっています。

（２）木材産業・きのこ産業の特性

本県は、東京圏、信越地方、東北地方、中京圏を結ぶ広域的な交流の要衝として、古くから様々な交通が発達してきました。我が国の経済活動の中心であり、巨大市場を形成する東京からは百km圏に位置しており、素材（丸太）や製材品等の流通においては地理的条件に恵まれています。

生産される素材（丸太）は並材が多く、近隣県と比較して素材価格が安価で推移しています。

県内には大規模な構造用集成材[※]工場・合板[※]工場・製紙工場がありません。また大型の製材工場も少なく、原木消費量1万m³に満たない小規模工場がほとんどとなっています。

きのこ生産量については、全国上位ですが、小規模な生産者が多く、生産者数は減少しています。

2

これまでの施策の総括

(1) 群馬県森林・林業基本計画における数値目標の達成状況

計画進捗管理で推移を把握してきた41項目の数値目標のうち、令和6年度末の実績（一部、令和5年度末実績）で、達成率が40%以上となったのは13項目（32%）、40%未満となったのは28項目（68%）でした（※計画期間10年のうち4年経過時の進捗状況であるため、達成率40%を基準とします）。

達成率40%未満のうち、計画策定時より前進（増加傾向）したのは11項目（39%）、横ばい又は後退（減少傾向）したのは17項目（61%）でした。

(2) 主要目標の分析

ア 木材産業産出額*

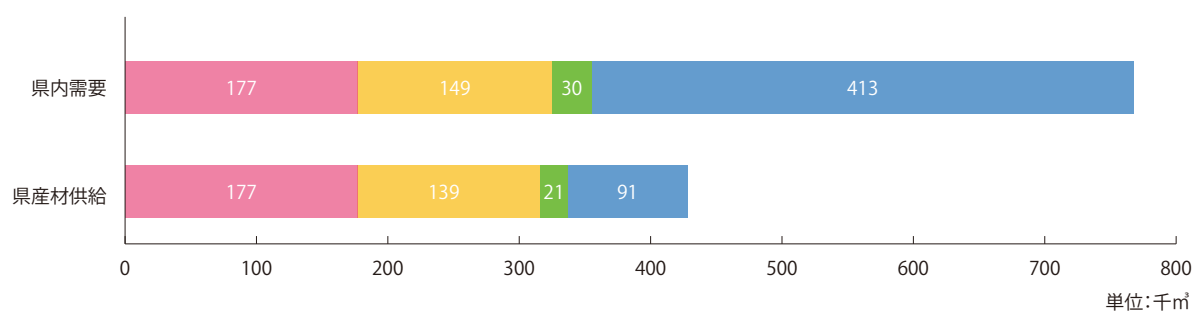
令和6年の木材産業産出額は8,652千万円となっており、目標値（11,800千万円）に対する達成率は11%にとどまっています。この要因として、県内木造住宅着工戸数の減少等が考えられます。

イ 県内木材総需要量における県産木材率

県内木材需要に対する丸太の自給率を指す「県産木材率」について、令和元年は47%でしたが、令和6年は56%となっており、目標値（60%）に対する達成率は69%となっています。用途別に見ると、燃料用・製紙用チップ*や家具等への供給率は高くなっていますが、製材用の自給率が低くなっています（図2-5）。

製材用木材は、県産材の需要創出及び県産材の供給量増加が課題となっています。

図2-5 令和6年木材の県内需要量と県産材供給量



出典：群馬県林政課業務資料

ウ きのか生産産出額と生産量

きのか類の生産量は令和元年から令和6年にかけて約480トン減少しており、品目別では原木生しいたけやなめこの生産量が大きく減少しています。一方で菌床生しいたけやまいたけの生産量は増加しています。

きのか生産産出額は令和5年から増加しています。品目によって単価の上昇が見られ、特に生産量の多い生しいたけについては、1kgあたりの単価が200円程度上昇しており、生産産出額の押し上げにつながっています。

人口の減少や食生活の多様化により、低迷しているきのこの消費量をどのように増大させていくかが課題となっています。

エ 林業従事者[※]数

令和6年度の林業従事者数は701人となり、令和元年度の670人から31人増加しました。また、令和6年度の新規就業者は51人となり、令和元年度の39人より12人増加しました。

しかし、令和6年度の離職者は39人となっています。採用から2年未満の離職者が多くっており、採用後の定着も課題となっています。

(3) 施策の評価・分析

基本方針Ⅰ 林業の競争力強化

施策の柱1

木材流通・加工体制の基盤強化と需要拡大

非住宅建築物への県産木材利用を推進し、県産木材の需要増加を図るため、大型製材工場の誘致に取り組んでいます。実現には多くの課題があるものの、本計画期間内での稼働に向けて、大手ハウスメーカーへの販路拡大のための取組や、非住宅建築物を建築する担い手となる技術者「ぐんま中大規模木造建築マイスター[※]」の養成を行い、公共施設をはじめとした建築物への木材利用拡大の取組を続けています。

また、集成材やJAS機械等級区分[※]構造用製材品等のニーズが高まっていますが、県内にはこのようなニーズに対応する品質と量を確保する加工・流通体制が整っていませんでした。そのため、令和3年度から県産JAS認証材の供給体制の強化を図ることを目的に、JAS認証の取得を希望する製材工場に対し、取得経費の一部支援を行ってきました。その結果、JAS認証を取得している製材工場は1社増えました。

一方で、県産木材の製材品の供給量は横ばいで推移し、製材品の約78%は県外産の木材や外材であり、依然として県産木材の約32%が県外に流出しており、この要因の一つとして県内の製材工場が受注する県産木材製品の需要量が少なく、供給量が上回っているためと考えられます。

施策の柱2

林業システムの改革

森林経営管理制度については、県内の25市町村で運用されていますが、市町村職員の人員不足等により、地域の森林管理を進めるのが難しく、県による積極的な支援が必要な状況です。しかし、令和5年度に各環境森林事務所及び森林事務所に配置されていた経営管理専門官を廃止したこともあり、市町村支援が十分に行えていない状況となっており、県による支援体制の強化が必要です。

人材の確保・定着については、大手求人サイトを使った人材確保の取組への支援、林業

への就業希望者等を対象にした実地研修を行っています。

また、群馬県で林業に従事したい方向けの情報発信サイトである「ぐんま森林・林業就業ナビ森ワーク」と一般財団法人群馬県森林・緑整備基金が新たに開設した無料職業紹介所の職業紹介ページを連携させ、県内の林業事業体の求人情報が一括で閲覧できるようにすることで、新規就業者確保への取組を進めています。一方で、離職者数も毎年一定数いることから、林業従事者の確保・育成・定着を図るための雇用条件の改善や事業の効率化等の取組について、指導を強化していく必要があります。

施策の柱3

きのこ産業等の再生

きのこ生産に係る施設整備や原木・おが粉をはじめとする生産資材の導入に対して支援しています。一部では、生産量が増加している品目もありますが、県全体のきのこ生産量の増加にはつながっていません。県産きのこの需要や付加価値を高めるため、機能性成分^{*}や味覚・香り・食感等の分析を行っています。こうした施策を通じて、県産きのこの高付加価値化を進め、消費拡大に向けたPRを強化していく必要があります。

基本方針Ⅱ 森林の新たな価値の創出

施策の柱4

新たな森林資源利用

燃料用木質チップ・木質ペレット^{*}の生産量は年々増加しており、すでに目標値を達成しています。地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数も目標値を達成しており、地域の森林資源をエネルギーとして利用する「地産地消」が進みつつあります。一方で、市場価値の安い低質材の集材・運搬の効率化が課題となっており、改善に向けた調査・研究を進めていく必要があります。

施策の柱5

「森林ビジネス」の創出

森林ビジネスに取り組む事業者のPRイベント等を実施しています。森林ビジネスに関心を持ち、新たな利活用に取り組む事業者はいますが、ビジネスとして定着・発展させるのは難しい状況です。こうした事業者に対し、伴走支援や「ぐんま森林・林業イノベーションプラットフォーム（もりビズぐんま）^{*}」を活用した事業者同士の連携の促進が重要となっています。

施策の柱6

防災・減災

山地災害危険地区^{*}の危険度判定により、崩壊・落石防止等の計画的な予防対策を実施するとともに、既存施設の維持管理、機能強化等の長寿命化を実施しています。近年、資材価格の高騰等により施工単価が上昇しており、森林の公益的機能を高めるため、引き続き危険度判定による優先順位付けや確実な予算確保が求められています。

施策の柱7

災害への適応力向上

インフラ施設管理者において、緊急性の高い箇所の整備はされていますが、事前防災としての森林整備は進んでいない状況です。実証事業も実施しましたが、顕著な効果は認められませんでした。しかし、県民の安全・安心な生活に影響が出ないように、市町村とも連携し、重要インフラ施設周辺における森林整備を行っていくことが重要です。

3

現状と課題の整理

森林の公的管理や林業振興、木材利用推進を一体的な課題として捉えた場合、林業と木材産業が森林資源の育成と利用の担い手となり、山村地域を支える産業としてしっかり利益を生み出し、自立することが重要な鍵となります。

現在、「林業・木材産業の自立」に向けて様々な施策を実施していますが、森林・林業・木材産業を取り巻く環境の変化や施策の進捗を踏まえると、加速すべき取組が明確になってきています。民間企業における森林への期待が高まる中、異業種・異分野の企業との連携も深めながら、施策を展開することが求められます。

また、森林の持つ水源涵養^{かん}や土砂流失防止等の機能を維持・増進するためには、林業経営を通じた森林整備を推進することが不可欠です。

計画期間の残り5年間は、加速すべき取組を重点的に実施し、林業・木材産業の自立に向けて着実に前進することが必要です。

林業・木材産業が自立した持続可能な産業となるためには、新たな時代における成長産業化に向けた非連続的な変革と、新たなニーズに応える発想の転換が求められています。

県では、「新・群馬県総合計画」ビジョンを令和2年12月、基本計画を令和3年3月に策定し、「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」を目指す姿としています。

本計画においても、総合計画を推進するため、「県産木材による自立分散型社会」を本県の森林・林業が目指す姿として取り組んできました。

中間見直しにおいては、将来ビジョンの見直しは行いませんが、今後5年間で重点的に実施する施策を明確にし、ビジョンの実現に向けて取り組みます。

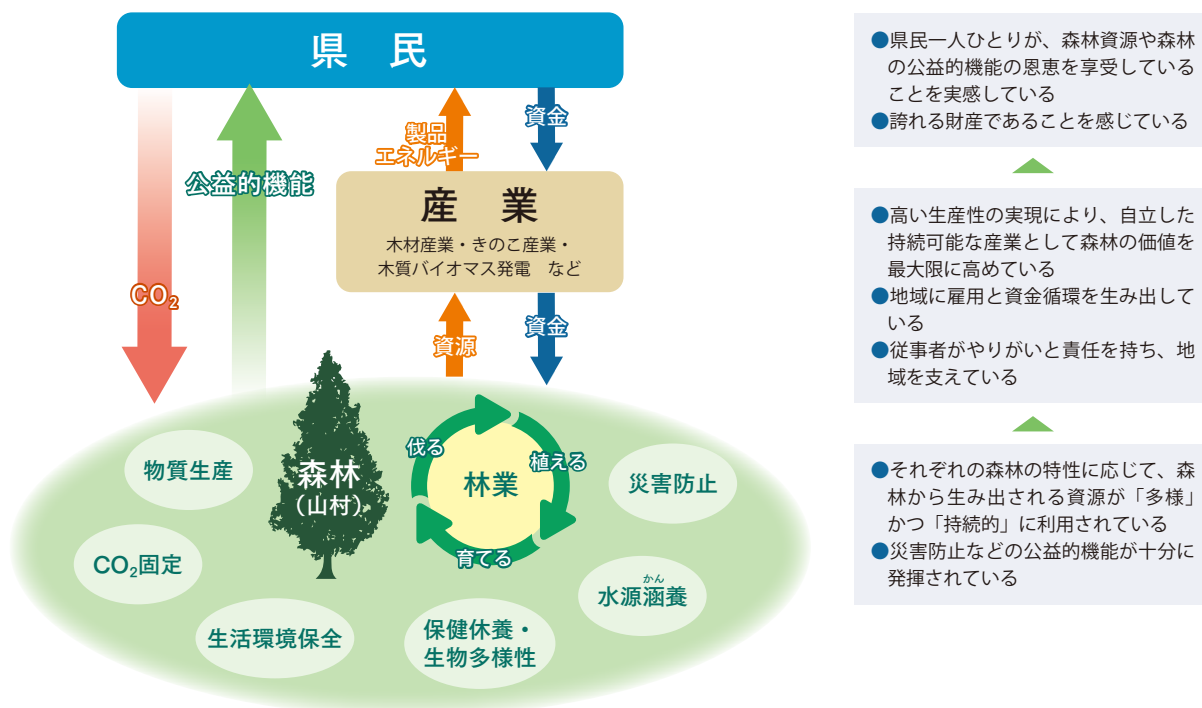
県産木材による自立分散型社会の実現

～資源と資金が林業で循環する社会～

持続可能な林業が充実した森林資源を活かすことにより

森林の多様な価値が最大限に発揮され

資源と資金が県内で循環しています



県内の森林資源が充実し、活用の時代を迎えている一方で、高コスト体質のままでは、森林の持続的な利用に限界があるという現状を踏まえ、将来ビジョンを策定しました。

森林資源を育みながら利用する林業が、持続可能な産業となり、また生み出される資源を製品やエネルギーとして県民に届ける森林関連産業もまた、持続可能な産業となるために、施策の大胆な見直しと構造改革により産業としての自立を実現することとしています。

この将来ビジョンを実現するため、見直しのテーマと重点プロジェクトを定め取り組みます。

第4章

見直しのメインテーマと基本方針

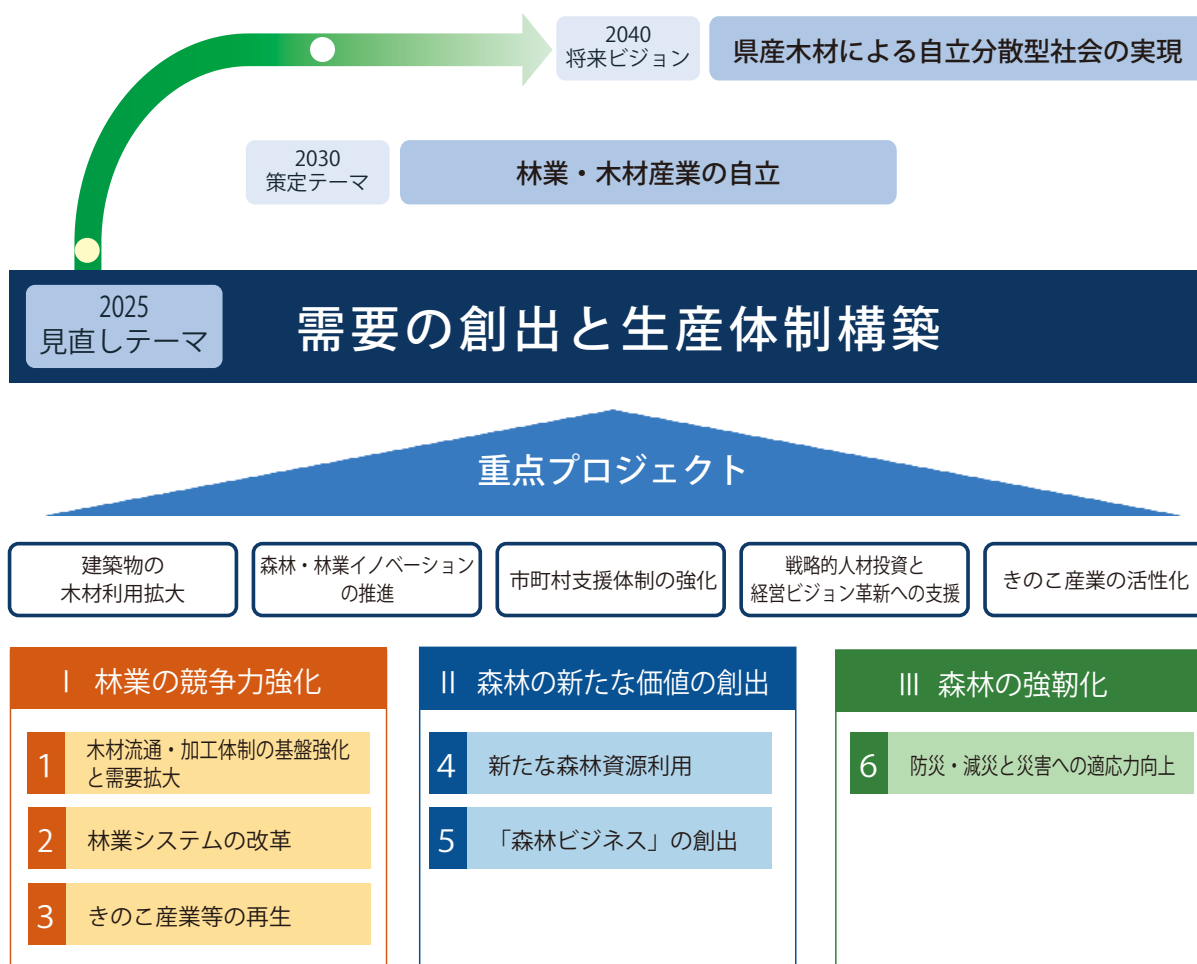
1

計画見直しのメインテーマ

本計画は「林業・木材産業の自立」をメインテーマとし、その達成に向けた3つの基本方針のもと、自立した林業に支えられた「県産木材による自立分散型社会の実現」に取り組んできました。

計画策定から5年が経過し、建築物における木材利用の拡大や民間企業における森林への関心の高まりなど、森林・林業・木材産業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このことから、計画見直しのメインテーマを「需要の創出と生産体制構築」とし、森林資源の循環利用をより重視する施策を推進し、収益性の向上を図り、林業・木材産業の自立と森林の適正保全による強靱化との両立を実現します。



基本方針Ⅰ 林業の競争力強化

建築物の木造化や加工体制の強化、林業イノベーションの推進などによる、需要創出と供給体制構築、きのこ産業の活性化により林業産出額※を増加させ、産業としての自立を実現します。

施策の柱

1 木材流通・加工体制の基盤強化と需要拡大

- (1) 建築物における木材利用拡大
- (2) 製材工場の加工体制強化
- (3) 木材の流通システムの整備

2 林業システムの改革

- (1) 森林・林業イノベーションの推進
- (2) 市町村支援体制の強化
- (3) デジタル化・自動化の推進
- (4) 戦略的人材投資※と経営ビジョン革新※への支援

3 きのこと産業等の再生

- (1) きのこと産業等の活性化
- (2) 安全・安心なきのこの生産体制支援

関連するSDGs



新・総合計画 柱Ⅴ 地域経済循環の形成

【5つのゼロ宣言2】
温室効果ガス排出量「ゼロ」

【5つのゼロ宣言4】
プラスチックごみ「ゼロ」

基本方針Ⅱ 森林の新たな価値の創出

森林の価値を見つめ直すことにより、社会情勢の変化や森林への多様なニーズに対応した森林の新たな価値を創出します。

施策の柱

1 新たな森林資源利用

- (1) エネルギーの「地産地消」事業の展開
- (2) マテリアル利用※の促進

2 「森林ビジネス」の創出

- (1) 森林の新たな価値を創出する取組の推進
- (2) 森林空間利用拠点の整備・強化
- (3) 県民参加の森づくり推進

関連するSDGs



新・総合計画 柱Ⅵ 官民共創コミュニティの育成

【5つのゼロ宣言2】
温室効果ガス排出量「ゼロ」

【5つのゼロ宣言3】
災害時の停電「ゼロ」

基本方針Ⅲ 森林の強靱化

利根川水系の「上流社会」としての責任を果たすとともに、県民の生命と財産を守るため、林業経営を通じた森林整備を推進するほか、条件不利な森林については公的管理により整備し、災害の防止や水源の涵養^{かん}、地球温暖化防止等の公益的機能が高度に発揮される森林づくりを推進します。

施策の柱

1 防災・減災と災害への適応力向上

- (1) 山地災害の防止・被害軽減
- (2) 森林の健全化促進と適正な保全
- (3) 新たな森林管理手法の構築
- (4) インフラ施設周辺森林の整備
- (5) 県民防災意識の向上

関連するSDGs



新・総合計画 柱Ⅱ 災害レジリエンスNo.1の実現

【5つのゼロ宣言1】
自然災害による死者「ゼロ」

【5つのゼロ宣言2】
温室効果ガス排出量「ゼロ」

【5つのゼロ宣言4】
プラスチックごみ「ゼロ」

3

重点プロジェクト

見直しのメインテーマである「需要の創出と生産体制構築」を実現するため、5つの重点プロジェクトを定め、取組を強化します。

プロジェクト
1

建築物の木材利用拡大

将来ビジョン

高付加価値な県産木材需要の創出と循環投資の実現

背景と方向性

非住宅建築物における木材利用は未だ低位であり、住宅の木造率は8割程度で推移しているものの、県産木材利用は2割程度にとどまっています。県産木材の安定的な需要の確立のためには、木材需要の大部分を占める建築分野への利用定着が重要です。

このため、「建築物の木材利用拡大」に向け、直接的な建築支援、JAS材等の流通支援、設計などの技術支援といった取組を実施します。

取組1 非住宅木造建築アドバイザーの活用推進

- ◆ぐんま中大規模木造建築マイスターを基軸に、非住宅木造建築物に必要な流通や技術に関するアドバイスを行う窓口を設置し、非住宅の木材利用に取り組む県民を支援します。

取組2 建築物の木造化に取り組む者への県産木材利用促進支援

- ◆完全木造のみにこだわらず、木材を有効に活用する混構造や木質化等を推進し、県産木材利用量の拡大に取り組みます。
- ◆ツーバイフォー工法[※]による住宅の建設を促進するなど、住宅への県産木材の活用を進め、輸入材や他県産材から県産木材への転換に取り組めます。

取組3 品質・強度の明確なJAS製材品の供給体制の強化

- ◆非住宅建築物の木造化を進めるため、機械等級区分などのJAS認証取得促進に取り組めます。

プロジェクト
2

森林・林業イノベーションの推進

将来ビジョン

森林・林業のビジネス価値の向上

背景と方向性

SDGsを契機として、様々な民間企業において森林・林業への関心が高まっています。また、近年のデジタル技術の著しい進展は、産業構造に大きな変革をもたらしています。

このような背景を踏まえ、森林・林業のビジネス価値の向上を目指し、「収益性の高い新しい林業の実現」と「森林の新たな価値の創出」の2つを基本理念に掲げ、「ぐんま森林・林業イノベーション推進方針」に基づき、次の取組を実施します。

取組1 民間企業や県内の森林・林業関係者の連携の促進

- ◆令和7年度に運用開始した「ぐんま森林・林業イノベーションプラットフォーム（もりびずぐんま）」を活用して、異業種・異分野の民間企業や県内の森林・林業関係者の連携を促進します。

取組2 IoT^{*}の活用等によるデジタル化の推進

- ◆地理空間情報やICT^{*}、ドローン等のデジタル技術を活用した省力化・効率化を推進します。

取組3 低コスト林業システム^{*}の導入

- ◆初期成長の良い苗木や早生樹^{*}の植栽、作業の機械化等により、保育・生産経費の削減を行い、皆伐・再造林^{*}による低コスト林業システムの導入を推進します。

取組4 地域材の高付加価値化の推進

- ◆広葉樹材や大径材の有効活用、効果的な流通体制の構築等、地域材の高付加価値化を推進します。

取組5 公益的機能のクレジット化の推進

- ◆水源涵養^{かん}、生物多様性保全、地球温暖化防止等の森林の公益的機能のクレジット化による新たな価値の創出に取り組みます。

取組6 森林ビジネスの創出支援

- ◆これまで利用されなかった森林資源や森林空間等を利用した新しいビジネスの創出を支援します。

「ぐんま森林・林業イノベーション推進方針」

1 基本理念

「収益性の高い新しい林業の実現」と「森林の新たな価値の創出」により、森林・林業を、自発的に成長を続ける魅力ある産業へ変革し、森林・林業のビジネス価値の向上を図ります。



2 基本方針

基本理念の実現に向け、次の4つを基本方針として、森林・林業のイノベーションを推進します。

方針1 異業種・異分野の民間企業の参入

異業種・異分野の民間企業と連携し、新しい技術やアイデアを積極的に取り入れます。また、民間企業と県内の林業関係者の連携の場となるプラットフォームの構築や森林情報のオープン化などにより、民間企業が参入しやすい環境を整備します。

方針2 スマート林業^{*}等による生産性・安全性の向上

ICT（情報通信技術）やIoT（モノのインターネット）、AI、ドローン、GNSS（全球測位衛星システム）^{*}などの先端技術の導入を推進し、林業の効率化と安全性向上を図ります。

方針3 新しい技術や手法による林業の収益性の向上

早生樹の導入、下刈りの省略、伐採・造林一体型作業による低コスト皆伐再造林、地域材の高付加価値化、流通改革による中間コストの削減などにより、収益性の向上を図ります。

方針4 森林を活用した新しいビジネスの創出

森林空間を利用した森林サービス産業、新たな森林資源の活用、二酸化炭素固定や生物多様性保全などの森林の公益的機能の価値化等、森林を活用した新しいビジネス（森林ビジネス）の創出に取り組みます。

群馬県では、幅広い分野の企業や森林・林業関係者の連携の場となるプラットフォーム「もりビズぐんま」を構築し、令和7年11月より運用を開始しました。

「もりビズぐんま」では、森林・林業に関する情報発信やWEBによるマッチングに加え、交流会や勉強会等のイベントを定期的に開催し、会員同士の連携を促進します。

「あたらしい繋がりが、森林・林業の未来を拓く」をキャッチフレーズに、様々な分野を越えた繋がりを通じて、群馬県の森林・林業を未来に繋げていきます。

ぐんま森林・林業イノベーションプラットフォーム



もりビズぐんま

あたらしい繋がりが、森林・林業の**未来**を拓く



背景と方向性

令和元年の「森林経営管理法」の施行により、市町村における森林経営管理制度の運用が始まりました。

制度開始から5年が経過し、各地域で取組が進んでいますが、市町村には、林業分野の知識を有する職員が少なく、担当職員は複数の業務を抱えているため、進捗状況が鈍化しています。

このため、「市町村支援体制強化」を重点プロジェクトとし、市町村を支援する体制を整備することにより、市町村を核とした森林整備の推進に取り組みます。

取組 1 市町村支援体制の整備

- ◆ 森林調査や意向調査対象森林の選定などの市町村業務を支援する体制を構築します。
- ◆ 支援組織と連携し、森林経営管理法の改正に対応した森林経営管理制度の円滑な運用を推進します。

取組 2 林業経営体の育成

- ◆ 意欲と能力のある林業経営者*等を対象とした実践的な研修を実施し、森林経営管理法の改正に伴う森林経営管理制度の円滑な運用を推進します。
- ◆ 市町村と林業経営者等の連携を進め、地域における集約化構想の策定等を推進します。

プロジェクト
4戦略的人材投資と経営ビジョン
革新への支援

将来ビジョン

地域の未来を支える林業の持続的経営の実現

背景と方向性

地域の林業は、少子化や労働人口減少に伴う担い手不足、労働災害発生率の高さ、脱炭素や生物多様性保全への対応など、社会情勢の多様化を背景に持続可能な経営基盤の強化が求められています。

このため、担い手の確保・育成・定着や現場力・安全性の向上への戦略的な人材投資と、多様な主体との連携や新たな収益モデル創出などを見据えた経営ビジョンの刷新が不可欠です。

地域の未来を支える林業の持続的経営を実現するため、組織力の向上と経営革新を後押しする支援を推進していきます。

取組 1

林業改革の根幹を支える戦略的な人材投資への支援

- ◆人材を「資本」として位置づけ、処遇改善、人材育成、安全装備の導入等への積極的な「投資」につながるよう、関係者の意識改革及び行動変容を促進します。
- ◆引き続き、林業従事者及び管理技術者のキャリア形成を推進します。
- ◆事業主だけでなく、林業従事者や管理技術者を含めた組織全体でデジタルスキル、経営スキル、マネジメント力の向上を推進して、現場における取組を促進します。

取組 2

新たな林業経営ビジョンの構築支援

- ◆森林整備や素材生産を基盤とする林業事業体が、多様な主体との連携や新たな収益モデルの創出、人材の確保・育成方針等を取り入れた「新たな林業経営ビジョン」を構築できるよう支援します。
- ◆林業従事者が自らの仕事に誇りを持ち、長く安心して働くことができるよう、処遇改善の取組を促進します。
- ◆林業が地域社会の持続可能性を支える産業となるよう、林業事業体の現場力・組織力及び安全性の向上を支援します。

背景と方向性

群馬県のきのこ産業は生産量が全国有数である一方、県産きのこの強みが十分に伝わらず、セールスポイントの不足が課題となっています。このため「ぐんまッシュ[※]」による高付加価値化を進め、県産きのこの魅力発信とブランド力向上を図ることが重要です。あわせて、生産現場の省力化・低コスト化・効率化に向けた設備導入を支援するとともに、栽培管理や販売のデジタル化を促し、生産性向上と販路拡大につなげることで、持続可能な産地づくりを推進します。

取組1 市町村や関係団体と連携した食育事業、消費拡大事業の推進

- ◆地産地消の安心感を最大のセールスポイントとして消費拡大を図ります。
- ◆産学官民が一体となり、「ぐんまッシュ」が持つ地域固有の価値を高め、県民を中心とした愛着を醸成するPRを行います。

取組2 生産規模の拡大、生産コストの縮減に資するきのこ生産設備の導入支援

- ◆きのこ生産の省力化、低コスト化、効率化等を図るための機械導入や施設整備、栽培管理・販売のデジタル化などを支援します。
- ◆生産者ニーズに応じた栽培技術や生産支援システムなどの研究開発に取り組みます。

取組3 新たな県産きのこ品種の登録によるきのこ生産の技術普及

- ◆「ぐんまッシュ」の普及をリードするため、ムキタケ新品種の普及・生産拡大に向け、栽培技術の確立、生産者への導入促進、販路開拓等に取り組みます。

第3編

基本計画

第1章 施策・事業の展開

基本方針に基づく重点取組

基本方針Ⅰ 林業の競争力強化

建築物の木造化や加工体制の強化、林業イノベーションの推進などによる、需要創出と供給体制構築、きのこ産業の活性化により林業産出額を増加させ、産業としての自立を実現します。



1 木材流通・加工体制の基盤強化と需要拡大

施策の柱1

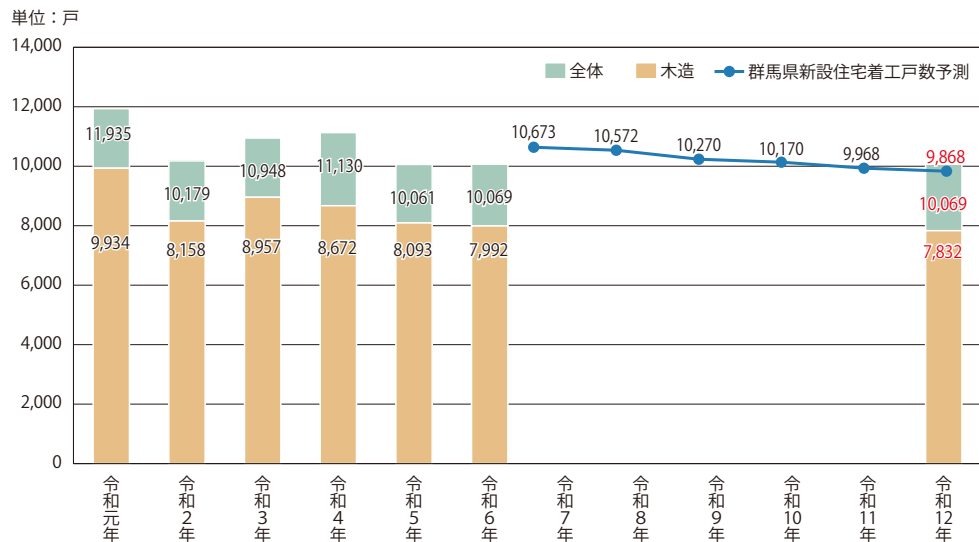
(1) 建築物における木材利用拡大

現状と課題

(住宅分野)

- ◆令和6年度の新設住宅着工戸数は10,069戸、うち木造が7,992戸（79.4%）となっています。
- ◆平成19年度から「ぐんまの木で家づくり支援事業」、令和3年度からは「ぐんまゼロ宣言住宅促進事業※」により県産木材を使った住宅の建設を推進しており、令和6年度までの県産木材の使用量の累計は約15万7千 m^3 となっています。
- ◆新設住宅着工戸数は令和6年度の10,069戸から、令和12年度には9,868戸まで減少する見込みです（図3-1）。

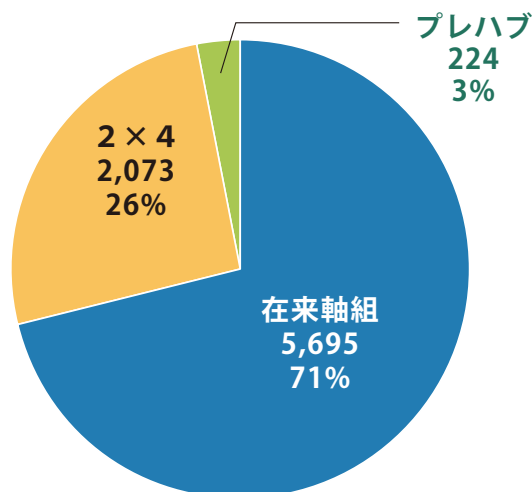
図3-1 群馬県新設住宅着工戸数の推移と予測



出典：群馬県林業振興課業務資料

- ◆令和6年度の新設木造住宅着工戸数のうち、ツーバイフォー工法による住宅は26%を占めており、そのほとんどが外材を使用しています（図3-2）。

図3-2 群馬県新設木造住宅着工戸数内訳（令和6年度）



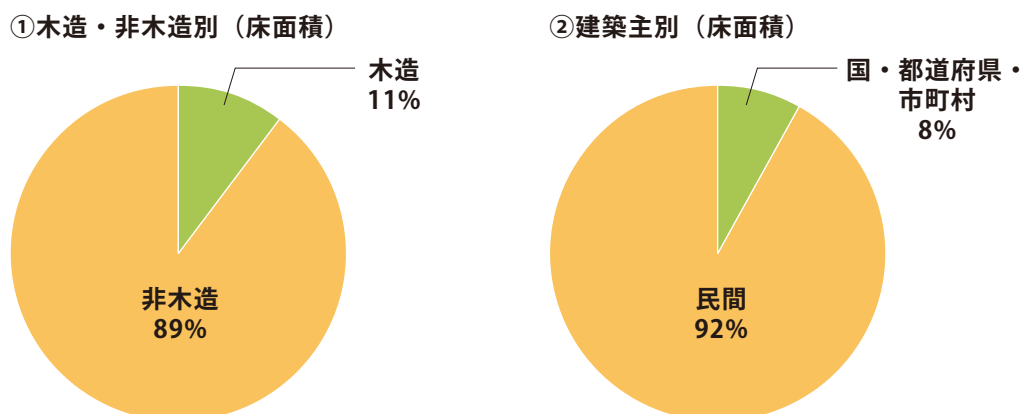
出典：群馬県林業振興課業務資料

- ◆令和7年4月建築基準法等の改正より「建築確認・検査」、「審査省略制度」の対象範囲が縮小・見直されました。これにより、木造平屋建て200㎡以上及び木造2階建てにおいても、構造・省エネ関連の図書の提出が必要となり、木材の強度証明の重要性が高まっています。

（非住宅分野）

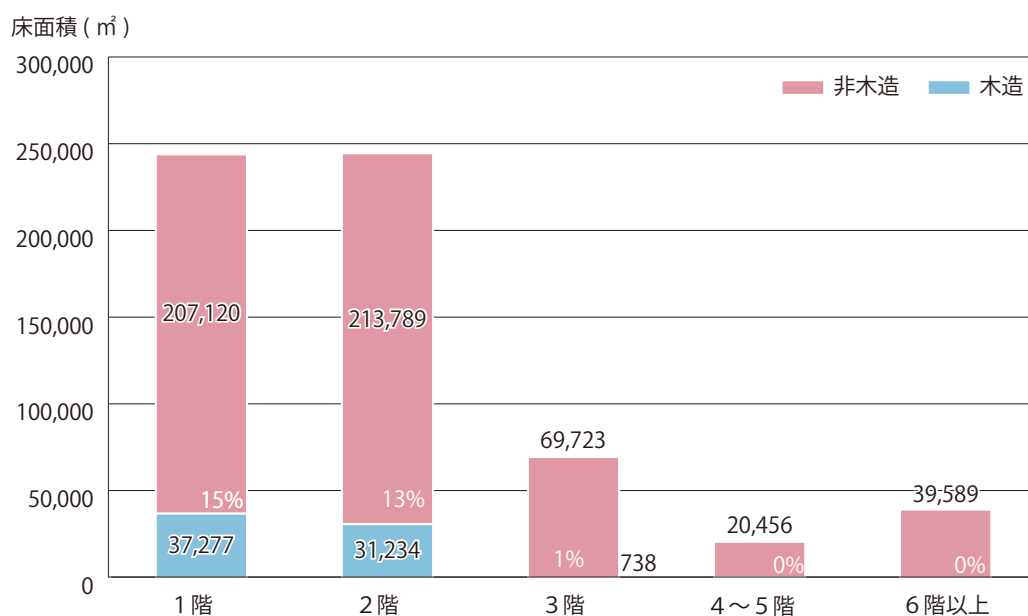
- ◆令和6年度の非住宅建築物の木造率は11%と低く、民間企業による建築が92%とほとんどを占めています（図3-3）。
- ◆非住宅建築物の階層別木造率は、1～2階建てで13～15%、3階建てで1%であり、4階建て以上にあっては木造化が進んでいません（図3-4）。
- ◆建築基準法の改正により、耐火構造等としなくてもよい木造建築物の範囲が拡大されました。また、耐火構造等とすべき場合でも、建築物全体の性能を総合的に評価することにより、木材をそのまま見せる「あらわし」等が可能となっています。

図3-3 非住宅分野における着工戸数内訳（令和6年度）



出典：国土交通省「建築着工統計調査」

図3-4 非住宅分野における階層別着工戸数内訳（令和6年度）

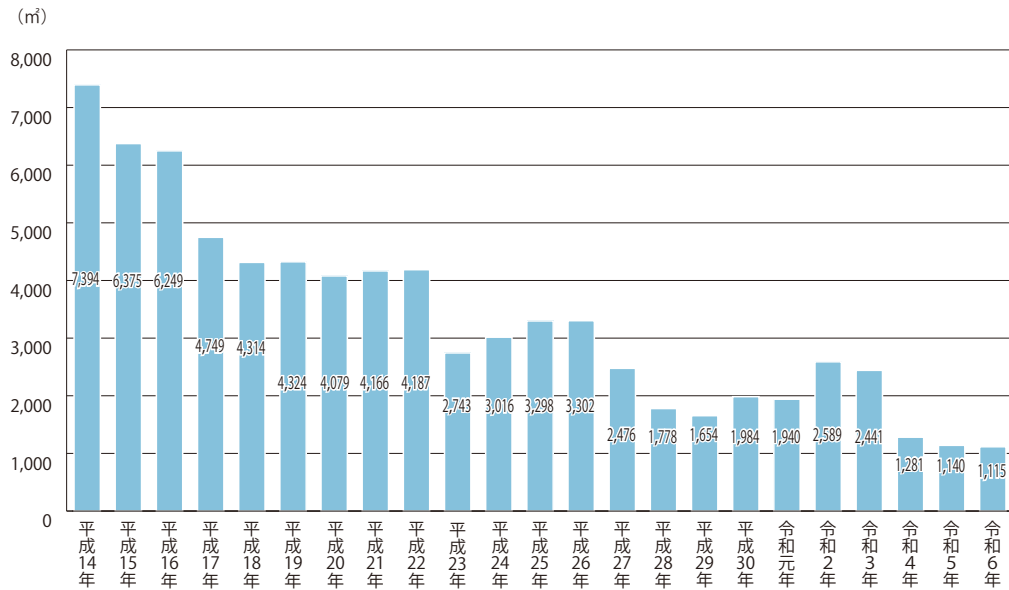


出典：国土交通省「建築着工統計調査」

（公共建築物等）

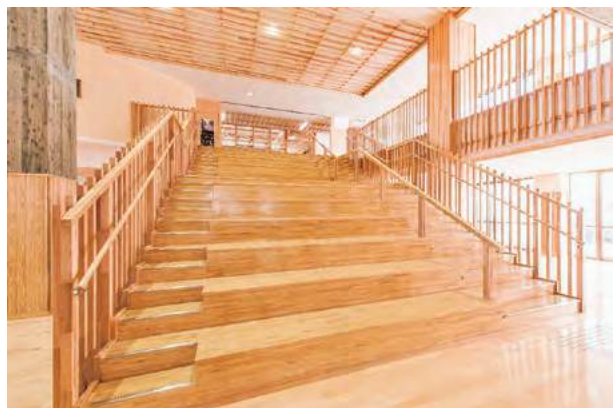
- ◆平成10年に「ぐんまの木利用推進会議」を設置、平成23年には木材利用促進法に基づく「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、PR効果の高い県有施設を中心に、木造化・木質化に取り組んでいます。
- ◆県有施設等における県産木材利用実績は、平成14年度をピークに減少傾向にあり、令和6年度の実績は1,115m³（ピーク時の15%）となっています（図3-5）。

図3-5 県有施設等における県産木材利用実績



出典：群馬県林業振興課業務資料

- ◆令和6年度末現在、県内全市町村が、都市の木造化推進法に基づく「木材の利用の促進に関する方針」を策定しています。
- ◆令和元年度から市町村へ「森林環境譲与税」の譲与が開始され、木材利用にもこの財源を充てることができるため、都市部の市町村を中心に、公共建築物等における木材利用が進むことが期待されます。



公共施設における県産木材利用
(甘楽中学校)

(木育※の推進)

- ◆県では、木育の取組として「木工教室」や「児童生徒木工工作コンクール」を開催しています。また、「木材PRイベント」や「親と子の木工広場」など、木育の取組に対し支援しています。
- ◆上野村、みなかみ町、川場村、沼田市、嬭恋村では、幼児の頃から木に親しんでもらうため、地元産の木製玩具等を赤ちゃんの誕生の祝い品としてプレゼントする「ウッドスタート宣言※」を行うなど、木育活動に取り組んでいます。また、県も令和2年12月に「ウッドスタート宣言」を行いました。令和3年からは、県主催の木育インストラクター養成講座



イベントでの木育の取組

を実施し、これまでに142人を「群馬県木育インストラクター」として登録、イベント等で活躍いただいています。



木育インストラクター養成講座

将 来 ビ ジ ャ ャ ャ

- ◆二酸化炭素（CO₂）を吸収した県産木材が住宅及び非住宅建築物などに使われることにより、二酸化炭素（CO₂）の固定が進み、脱炭素社会が実現しています。
- ◆県産木材による中大規模木造建築物が建設されています。
- ◆DLT^{*}やNLT^{*}等の木材の新たな活用が図られ、地域の産業としての裾野が広がり、ぐんまの木材・木製品の品質が県内外で認知され、信頼が高まっています。

取組の方向性

- ◆ツーバイフォー工法による住宅で、外材から県産木材への転換を促進します。
- ◆民間の非住宅建築物への県産木材利用を推進します。
- ◆非住宅建築物のうち、建築基準法の改正により木造化しやすくなった1～3階建ての低層建築物の木造化・木質化を進めます。
- ◆中大規模建築物に使用する部材の研究・開発、中大規模木造建築物の設計・提案ができる人材の活用により、中大規模建築物の木造化を図ります。
- ◆非住宅建築物の木造化を促進するため、集成材・CLT等の高度加工技術を有する県外の大型製材工場との連携を強化します。
- ◆「木育」等により県産木材を普及啓発し、木とふれあい、親しむ機会を更に増やすことにより、県産木材を利用する意義に対する理解を深めます。

具体的施策《重点取組》

(住宅における県産木材利用の推進)

- ◆県産木材を使った住宅の建設を促進し、住宅における木造率の向上、輸入材から県産木材への転換に取り組みます。
- ◆県産木材を使ったツーバイフォー工法による住宅の建設を促進するなど、外材から県産木材への転換を図ります。

(非住宅建築物における県産木材利用の推進)

- ◆民間企業が建設する店舗や事務所などの非住宅建築物のうち、1～3階の低層建築物の木造化・木質化を推進します。
- ◆ぐんま中大規模木造建築マイスターを基軸に、非住宅木造建築物に必要な流通や技術に関するアドバイスを行う窓口を設置し、非住宅の木材利用に取り組む県民を支援します。

(公共建築物等)

- ◆県が行う建築物等の整備に当たっては、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外の建築物等については、原則として木造とするよう取り組みます。
- ◆市町村が建設する公共建築物の木造化、内装の木質化を推進します。

(木育等による県産木材の普及啓発)

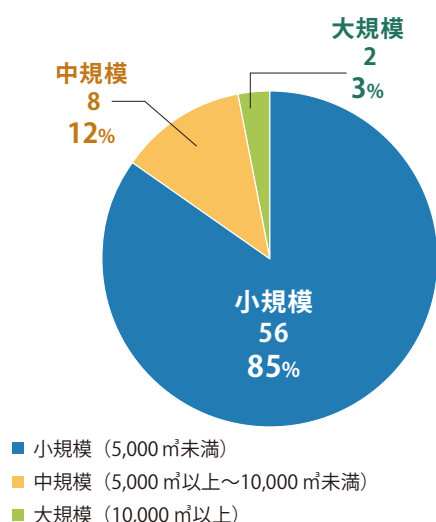
- ◆「ウッドスタート宣言」を契機に、市町村が行う木育の取組を支援します。
- ◆保育園、小中学校、NPO団体等が取り組む木育活動を推進します。
- ◆群馬県木育インストラクター等が取り組む木育活動を推進します。

(2) 製材工場の加工体制強化

現状と課題

- ◆本県の製材工場は、昭和48年の580工場を境に減少に転じ、令和6年には73工場まで減少し、今後も減少が見込まれます。また、年間原木消費量が5,000m³未満の小規模工場が約9割を占めており、加工体制は脆弱です（図3-6、図3-7）。
- ◆県産木材製材品生産量は、2018年（平成30年）以降減少が続き、2021年（令和3年）には9万m³に落ち込みました。2022年（令和4年）は一時的に増加したものの再び減少し、2024年（令和6年）は9万1千m³となっています（図3-7）。

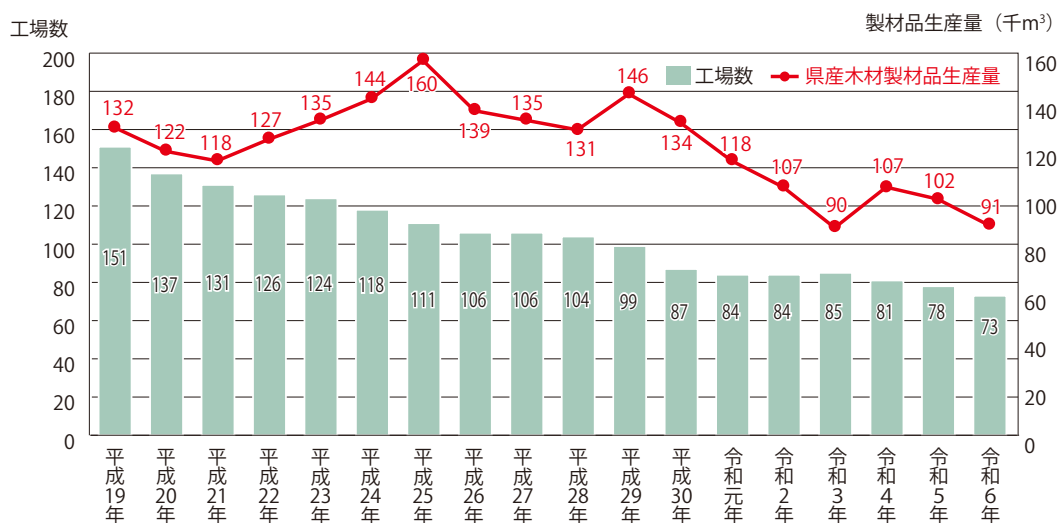
図3-6 県内製材工場数の原木消費量別内訳（令和6年次）



出典：群馬県林業振興課業務資料

※製材工場数は、建築用材、土木建設用材、梱包用材、家具建具用材を生産している工場（チップ工場を除く）

図3-7 県内製材工場数及び県産木材製材品生産量の推移



出典：群馬県林業振興課業務資料

- ◆近年の住宅需要の大部分は集成材が占めるようになってきていますが、県内には大規模な構造用集成材工場がなく、多くは外材製品により供給されています。

将	来	ビ	ジ	ョ	ン
---	---	---	---	---	---

- ◆製材工場の連携や統廃合、規模拡大等による製材・加工体制の再編により、多様な県産木材製材品が生産されています。
- ◆県産木材製材品の県内生産量が増え、木材産業産出額が増加します。
- ◆各地域の特性に即した県産木材加工・流通拠点が整備されることにより、生産された木材を効率的に集荷・加工する体制が構築され、A材からC材*までの有効活用が図られています。
- ◆工場ごとの強みを活かした製材品の生産、流通により、県内生産量が増加しています。
- ◆製材工場の加工能力を高める設備の導入、更新が進み、競争力のある県産木材製品が生産されます。また、集成材等の加工施設が整備され、高次加工製品の県内生産体制が整っています。

取組の方向性

- ◆それぞれの製材工場の強みを活かした加工体制の強化と新たな販路の拡大により、県産木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築します。

具体的施策《重点取組》

（製材工場の加工体制の強化）

- ◆製材工場の規模・製材品目に応じた加工体制の強化による生産拡大を図ります。
- ◆非住宅建築物の木造化を進める上で、品質・強度の明確なJAS製材品の供給体制の強化に取り組めます。
- ◆今後増加が見込まれる大径木に対応した製材工場の整備を推進します。

（新規工場の誘致）

- ◆新たな県産木材の需要先としてふさわしい、継続した競争力の発揮が期待できる新規工場の誘致を図ります。

(3) 木材の流通システムの整備

現状と課題

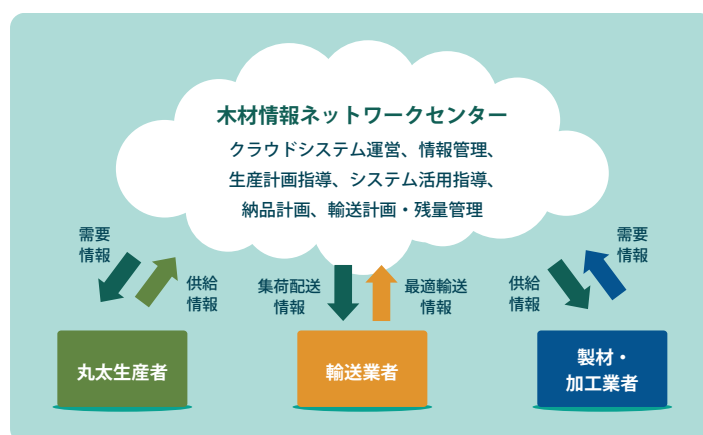
(国内外の販路拡大)

- ◆2021年（令和3年）、米国における木材需要の増加、海上輸送運賃の高騰等による輸入木材の不足・価格高騰（ウッドショック）を機に、日本国内ではこれまで輸入材に依存していたツーバイフォー建築において、国産材を活用しようという機運が急速に高まりました。
- ◆大手ハウスメーカーは、県外材や外材の使用が主流であり、県産木材はほとんど利用されていません。
- ◆本県には大規模な構造用集成材工場や合板工場がないため、県産木材を使用した集成材や合板については、県内事業者と県外の工場が連携して製造しています。
- ◆本県には潤沢な広葉樹の蓄積がありますが、適切な利用手法や生産体制が確立されておらず、利用が進んでいません。

将 来 ビ ジ ャ ャ ャ

- ◆木材需給マッチングシステム※（図3-8）の構築により、多様な木材需要に応じて安定的に木材が供給され、県産木材のシェアが拡大しています。
- ◆森林資源状況に見合った持続的な資源活用が実現し、林業・木材産業は、自立した成長を続け、その生産規模が拡大しています。
- ◆SDGsの理念に則し、適正な違法伐採対策により、県内で流通及び利用されている全ての木材・木製品の合法性、持続可能性が証明されたものとなっています。
- ◆広葉樹の高付加価値な活用方法が開発され、WEB市場などを通じて販売が拡大し、林業事業者の収益が向上しています。

図3-8 木材需給マッチングシステムのイメージ



取組の方向性

- ◆素材生産から製品販売までを通じた効率化を図り、需要者ニーズに応じて原木を安定的に供給するため、木材の需給マッチングシステムを構築します。
- ◆クリーンウッド法の周知等、合法性、持続可能性が証明された木材・木製品（合法伐採木材等）を利用することの重要性について木材関係事業者や県民等に向けて普及啓発し、合法木材のより一層の流通及び利用促進を図ります。
- ◆広葉樹の集出荷体制及び市場流通体制の構築に取り組むとともに、高付加価値な利用手法の開発を行います。

具体的施策《重点取組》

（低質材の安定供給体制の整備）

- ◆製紙用チップ、燃料用チップ等の低質材の安定供給体制の整備を推進します。

（流通システムの整備）

- ◆安定的に原材料を確保するため、ICTを活用した木材需給マッチングシステムを構築します。

（協定に基づく直送販売）

- ◆流通の効率化を図るため、原木安定供給協定等による取引の促進を図るとともに、作業路網や生産量に応じた山土場^{*}の整備を推進します。
- ◆「ぐんま森林・林業イノベーションプラットフォーム（もりビズぐんま）」等を活用し、マッチングを推進、県産原木の安定的な需要を創出します。

（国有林との連携による木材販売）

- ◆民国連携による林産物の安定供給システム協定の締結を推進し、安定的な需要先の確保に取り組めます。

（国内外の販路拡大）

- ◆輸出を行う商社と連携して、県産木材を使用したツーバイフォー部材のデッキへの利用など、新たな販路の開拓に取り組めます。

（広葉樹販売体制の整備）

- ◆蓄積や出荷実績のある林業事業体と連携し、広葉樹の集出荷の実証を行うとともに、WEB市場等での出品を試行して市場を開拓します。

数値目標【木材流通・加工体制の基盤強化と需要拡大】

指 標 (★重要指標)	現状値 (R 6)	目標値
★木材産業産出額 (千万円／年)	8,652	11,800
県産木材製材品生産量 [素材換算値] (千m ³ ／年)	91	168
★県内木材総需要量における県産木材率 (%)	56	60
★製材工場における国産材製品出荷量 (千m ³ ／年)	60	100
県産木材製品の輸出量 (m ³ ／年)	2,054	4,000
公共建築物 (3階建て以下) の木造率 (%)	38	50
ウッドスタート宣言市町村数	5	10

(1) 森林・林業イノベーションの推進

現状と課題

- ◆木材価格の低迷等による林業経営意欲の低下や不在村所有者^{*}の増加に加え、未相続森林^{*}の発生により経営管理が行われていない森林が増えています。
- ◆計画的かつ効率的な森林経営を行うため、小規模・分散している森林を集約化する必要があります。
- ◆不在村者の森林所有者が保有する森林の面積割合の増加、森林所有者情報や森林境界の不明確化により、森林所有者からの施業受託による事業地の確保、施業の集約化が困難となっています。
- ◆森林経営計画^{*}や森林経営管理制度により、集約化した森林における計画的な施業を進める必要がありますが、森林経営計画の策定面積は民有林の約1割となっています。
- ◆育林を中心とした林業から素材生産を中心とした林業への転換は進みつつあるものの、素材生産性^{*}が低く、生産コストは高い状況です。
- ◆皆伐後の造林経費や下刈等の初期段階での育林経費の負担が大きいため、皆伐・再造林が進んでおらず、造林面積は120haから160haで推移しており、2030年の目標である400haの3割程度に留まっています。
- ◆ニホンジカによる幼齢木^{*}の食害を防止するための忌避剤散布や侵入防止柵設置等の獣害防止対策にかかる経費負担を軽減する必要があります。
- ◆県内で生産されるスギ・ヒノキの山行苗木はすべて花粉症対策苗木^{*}となっていますが、再造林に必要な苗木の安定供給体制の整備、少花粉スギ・ヒノキ、カラマツ、特定母樹^{*}等の優良な種子の安定的な確保が課題となっています。
- ◆ツキノワグマの剥皮被害を受けた材の変色や枯死による収穫期を迎えた成木の商品価値の低下が森林所有者の林業経営意欲を減退させています。また、防止帯やロープ等の剥皮被害防止対策に要する経費負担を軽減する必要があります。
- ◆素材生産については、高性能林業機械^{*}等の導入により機械化が進みましたが、林業のトータルコストにおいて占める割合の大きい下刈等の保育作業については機械化が遅れています。
- ◆高性能林業機械^{*}の所有台数は241台と増加傾向で推移していますが、林道等の整備状況による運搬距離等の現場条件の影響が大きく、全体的な素材生産性は高くありません。
- ◆森林経営計画区域内の路網開設延長は975kmであり、施業集約化のための路網整備は進んでいますが、区域外についても施業の集約化と併せて路網整備を進める必要があります。



少花粉スギ苗木

- ◆主伐による木材供給量の増加と高性能林業機械等の規格・性能・デジタル技術の導入に対応した路網整備が求められています。
- ◆国有林との連携による施業の集約化、効率的な路網整備を進めるため、「群馬県フォレスター等民国連携推進連絡会」を設置し情報共有を図っています。
- ◆民間企業と森林・林業関係者をマッチングするためのプラットフォーム「ぐんま森林・林業イノベーションプラットフォーム（もりビズぐんま）」を開設し、WEBによる会員マッチングや交流会・勉強会の開催等を通じ、技術・アイデアの導入と実用化支援を図っています。
- ◆ICTハーベスタや木材検知アプリ※、ドローン、レーザースキャナー等を活用した技術交流会や実証事業等の開催により、現場の効率化、生産性向上、安全性向上を経験する機会を得て、林業のDX化を進めようとする動きがあります。
- ◆民間企業や市町村、森林組合などの事業連携により、森林由来のJ-クレジット創

出の取り組みが動き始めましたが、収益性や継続可能な収支モデルをどう構築していくか、「モデル普及」から「本格実装」へ向けた道筋と支援制度の整備が必要です。



高性能林業機械による伐採作業



林業専用道

将	来	ビ	ジ	ョ	ン
---	---	---	---	---	---

- ◆地理的条件や森林の特性に応じた森林のゾーニングにより、効果的な森林の経営管理が行われ、利用と保全のバランスを保ちながら、「収益性の高い新しい林業」と「森林の新たな価値の創出」が実現し、森林の価値が高まっています。
- ◆効率的で安定的な素材供給体制の構築により、素材生産量が増え、素材生産における林業産出額が増加しています。
- ◆素材生産性の向上や生産コストの改善により、産業としての基盤が強化され、皆伐・再造林による資源の循環利用が図られています。
- ◆林業の産業としての自立による、林業経営を通じた森林整備により、森林の多面的機能が強化されています。
- ◆高性能林業機械等の規格・機能、デジタル化に対応した作業道が整備されています。
- ◆野生獣類による林業被害額が減少しています。
- ◆森林組合や林業事業体、行政、民間企業、大学・研究機関など多様な主体による連携が進み、継続的・体系的な協働体制の整備が進みます。

取組の方向性

- ◆森林のゾーニングを導入し、地域の実情を踏まえた上で、短期循環林の市町村森林整備計画における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の設定や、高密度な路網整備、環境保全林の公的森林整備の実施等、地理的条件や森林の特性に応じた事業内容の大幅な見直しを行い、利用と保全の両立した効果的な森林の経営管理へ誘導します。
- ◆間伐中心の林業施策から、資源の循環利用に向けた皆伐・再造林を中心とする施策に大幅転換します。
- ◆主伐による木材供給量の増加に対応するため、大型トラック（10 t 積み）等が走行できる林道整備を推進します。
- ◆短期循環林では、素材生産性の向上、保育経費の削減等を行い皆伐・再造林による低コスト林業システム^{*}を導入します。
- ◆初期成長の良い品種や早生樹の植栽による短伐期林業^{*}の導入により、皆伐・再造林を進め、収穫期間30年を目指し、短期間での収益を確保します。
- ◆皆伐・再造林を円滑に進めるため、初期成長の良い、少花粉苗木や特定苗木^{*}、早生樹の安定供給を促進します。
- ◆野生獣類による林業被害を減少させるため、被害防止対策を支援します。
- ◆獣害被害防止対策の低コスト化を図るため、デジタル技術、新しい手法やアイデア等を積極的に導入します。



初期成長の良い少花粉スギ品種

- ◆高性能林業機械等の規格・性能・デジタル化に応じた作業道整備を進めます。
- ◆車両系作業システムでは効率的な施業が困難な区域については、架線系作業システムの導入など新たな作業システムの体制整備に努めます。
- ◆高度化した森林資源情報の活用等により、森林の集約化、森林経営計画の策定を支援し、林業経営を通じた森林整備を推進します。
- ◆低コスト林業システムの導入が困難な人工林であって、間伐等による素材生産が可能な森林では、木材の高付加価値化による長伐期林業^{*}を導入します。

具体的施策《重点取組》

(森林ゾーニングの導入)

- ◆森林ゾーニングの導入に併せて、県の各事業を大幅に見直し、森林の特性や地理的条件に応じた施業を推進します。
- ◆低コスト皆伐・再造林及び下刈りの省力化について実施と検証を進め、県内での取組を推進します。

(森林経営計画の作成促進)

- ◆意欲と能力のある林業経営者における森林の集約化を支援するとともに、市町村の森林経営管理制度と連携し、森林の集約化及び森林経営計画の作成を促進します。

(境界明確化の推進)

- ◆山林の地籍調査や森林境界明確化を推進し、林地台帳^{*}の精度向上を図ります。

(皆伐・再造林の推進)

- ◆低コストで確実な再造林の実現に向けて、伐採から植栽までを一体的に行う皆伐・再造林一貫作業^{*}を推進します。
- ◆質のよい「コンテナ苗^{*}」の普及を推進します。
- ◆皆伐の増加に対応するため、再造林に必要な苗木の安定供給体制を整備します。
- ◆少花粉スギ・ヒノキ、特定母樹等の優良な種子を確保するための採種園整備に取り組みます。
- ◆初期成長の良い苗木や特定苗木、早生樹等生産、下刈りの省力化、短期間での木材生産を可能にするための育林技術等について、調査・研究に取り組みます。



スギコンテナ苗木

(野生獣類による被害の防止対策)

- ◆ニホンジカやツキノワグマによる林業被害を防止するため、林業関係者による森林内での捕獲や造林地での忌避剤散布、成木への獣害防止帯の巻付け、侵入防止柵の設置等に対して支援します。

(生産基盤の強化)

- ◆主伐により生産された木材を効率的に搬出させるため、大型トラック（10 t 積み）の走行ができる林業専用道の開設を行い、併せて、作業道に接続する主要な地点に効率的な作業に利用する土場等を整備します。
- ◆高性能林業機械の規格・性能・デジタル化に対応した作業道を整備し、素材生産性の向上を促進します。
- ◆下刈り等保育作業用機械の導入など造林保育経費の低コスト化に向けた積極的な支援に取り組みます。
- ◆架線系作業システムの導入に向けた技術者等の育成に取り組みます。



多目的造林機械による下刈作業

(国有林との連携)

- ◆「群馬県フォレスター等民国連携推進連絡会」を通じた情報共有を図るほか、県及び関東森林管理局の森林総合監理士[※]等による取組状況や成果の共有を進め、効率的な路網整備や新たな施業技術の導入などの施業の低コスト化に取り組みます。

(長伐期林業による高付加価値化)

- ◆非皆伐施業により再造林コストを削減します。
- ◆既存路網を活用し、多様で高付加価値な木材を生産します。

(2) 市町村支援体制の強化

現状と課題

- ◆森林経営管理制度の運用においては、令和6年度末時点で県内25市町村、約1,300haの森林において意向調査が実施されていますが、市町村や林業経営体の人員不足などにより、森林の集約・整備は進んでいません。
- ◆市町村からは森林経営管理制度をはじめとした、林務行政全般における支援強化が求められており、支援体制の構築が必要です。

将 来 ビ ジ ャ ャ ャ

- ◆意欲と能力のある林業経営者等へ森林の集約が進み、林業の持続経営が可能になります。
- ◆森林経営管理法の改正（令和8年4月施行予定）により、市町村の支援体制が整備され、林業経営体との連携により森林経営管理制度が円滑に運用されています。これにより、経営管理が行われていない森林の整備が進み、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立が図られています。

取組の方向性

- ◆森林経営管理法の改正に対応した取組を行う市町村及び林業経営者と連携し、森林経営管理制度の円滑な運用を図り、経営管理が行われていない森林の整備を実施します。
- ◆森林経営管理制度における意向調査や境界明確化を実施する市町村の支援体制を整備し、地域における森林整備を推進します。
- ◆林業経営者等に対する研修の実施や登録制度の見直しにより、意欲と能力のある林業経営者等の能力向上を支援します。
- ◆森林を手放したい森林所有者が増えていることを踏まえ、意欲のある林業経営者等へ森林の所有権集約を推進します。

具体的施策《重点取組》

(市町村支援体制の整備)

- ◆森林調査や意向調査対象森林の選定などの市町村業務を支援する体制を構築します。
- ◆支援組織と連携し、森林経営管理法の改正に対応した森林経営管理制度の円滑な運用を推進します。

(林業経営者等の育成)

- ◆意欲と能力のある林業経営者等を対象とした実践的な研修を実施し、森林経営管理法に改正に伴う森林経営管理制度の円滑な運用を推進します。
- ◆市町村と林業経営者等との連携を進め、地域における集約化構想の策定等を推進します。

(森林経営管理制度の円滑な運用)

- ◆市町村における円滑な制度運営を推進するため、県の林業普及指導員との連携を強化するとともに、市町村の業務負担を軽減するため、意向調査対象森林の選定や境界明確化業務を外部委託等により実施する体制を整備することで、市町村支援体制を強化し、市町村を核とした森林整備を推進します。
- ◆森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度を運用する市町村職員や森林整備を担う林業経営者等に対し研修を開催するなど、森林の管理・整備の担い手となる人材を育成します。

コラム 森林経営管理法の改正

我が国の人工林の多くが利用期を迎える中、より多くの二酸化炭素（CO₂）を吸収する若い森林への転換を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現等に貢献すべく、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進める必要があります。

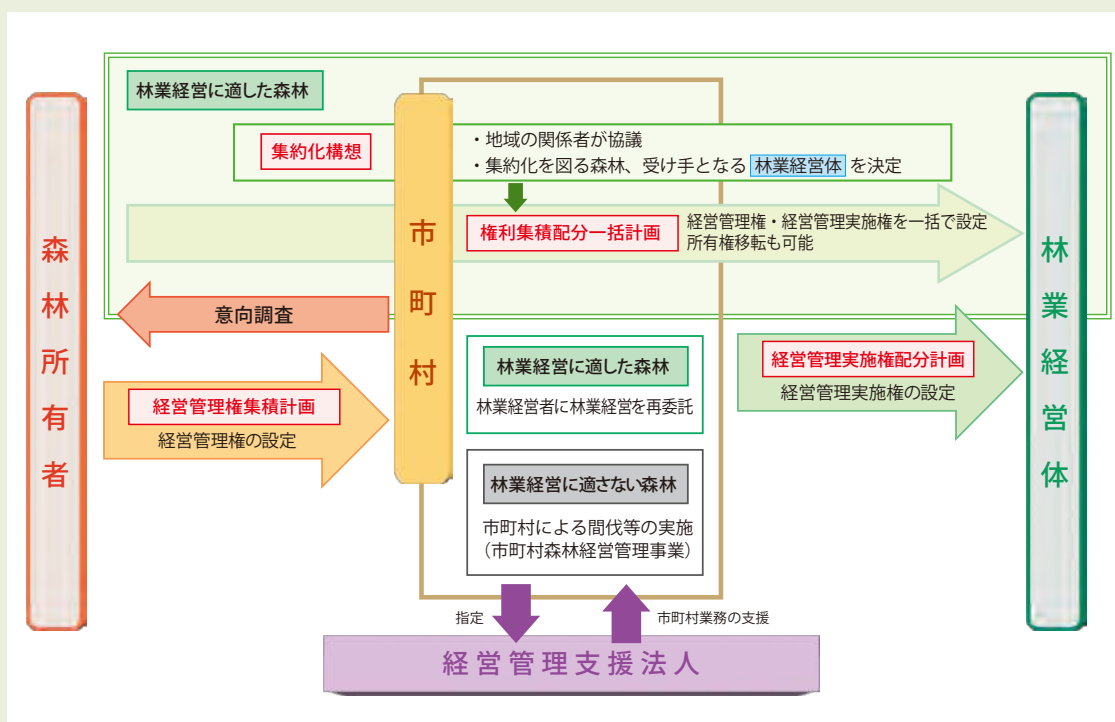
森林経営管理法は制度開始から5年が経過し、制度活用の必要な市町村の9割超で制度に基づく取組を開始しています。一方で林業経営体への森林の集積・集約化は低位に推移しており、林業経営体への迅速な集積・集約化を進めるため、市町村や都道府県に加えて、受け手となる林業経営体など地域の関係者の連携を強化する新たな仕組みの構築が必要となっています。

このことから、森林の集積・集約化を進める新たな仕組みを創設するため、森林経営管理法が改正され、令和8年4月1日に施行されます。

具体的には、「市町村は、単独又は都道府県等と共同で、川中・川下を含む地域の関係者で協議し、受け手となる林業経営体や路網整備等の方針といった森林の将来像を定める『集約化構想』を策定することにより、「所有権を含む森林の経営管理のための権利を、出し手である所有者から、受け手となる林業経営体に迅速に設定又は移転できる仕組み」が創設されます（権利集積配分一括計画）。

森林経営管理法の改正により市町村の役割が高まり、事務負担等も増加することから、「委託を受けて市町村事務を支援する法人（経営管理支援法人）」を指定できる仕組みが創設されます。

市町村の役割が高まる中、県としても更なる支援が求められています。



(3) デジタル化・自動化の推進

現状と課題

- ◆森林組合系統において、木材SCMクラウドシステムを活用し、需要と生産の一体的な管理と業務・収支状況をデジタル管理する取組が行われています。
- ◆衛星通信やLPWA (Low Power Wide Area) の普及により、林内の通信環境は改善されつつありますが、IoTによる先端技術の導入や機械作業の自動化には、さらなる通信環境の高度化が必要です。
- ◆地理的条件や森林の特性に応じた森林管理や基盤整備を行うため、航空レーザー計測による森林解析に着手しましたが、実施区域は一部地域に限られています。
- ◆令和6年にぐんま森林・クラウドシステムが稼働し、県、市町村、林業事業者等の関係者がそれぞれに収集、管理している森林資源、森林所有者、施業履歴等の情報を共有するため、デジタル化・データベース化に着手しました。
- ◆ドローンやGNSS等のデジタル機器が普及しつつありますが、効果的な活用方法が課題となっています。

将 来 ビ ジ ャ ャ ャ ャ ャ ャ

- ◆地理的条件を踏まえた低コスト林業の導入、IoT等の先端技術の導入、デジタル化・自動化の推進により、素材生産性や生産コストが改善されています。
- ◆森林情報の共有・高度利用システムの構築により、県、市町村、林業事業者等で森林情報がリアルタイムで一元管理されているとともに、生産から加工・流通におけるデジタル化が進展しています。
- ◆森林資源情報の高度化により、立木の在庫や価値が正確に把握され、需要に応じた精度の高い生産計画を作成することができます。
- ◆デジタル機器の利用が一般化し、業務が大幅に効率化しています。

取組の方向性

- ◆意欲と能力のある林業経営者等のデジタル化・自動化に対する集中投資により、IoT技術を装備した先進的な高性能林業機械を導入し、低コスト林業を推進します。
- ◆森林資源情報を高度化させ、共有・高度利用システムを構築することにより、生産から加工・流通におけるデジタル化を推進します。
- ◆県における各種事務手続のデジタル化に積極的に取り組みます。

具体的施策《重点取組》

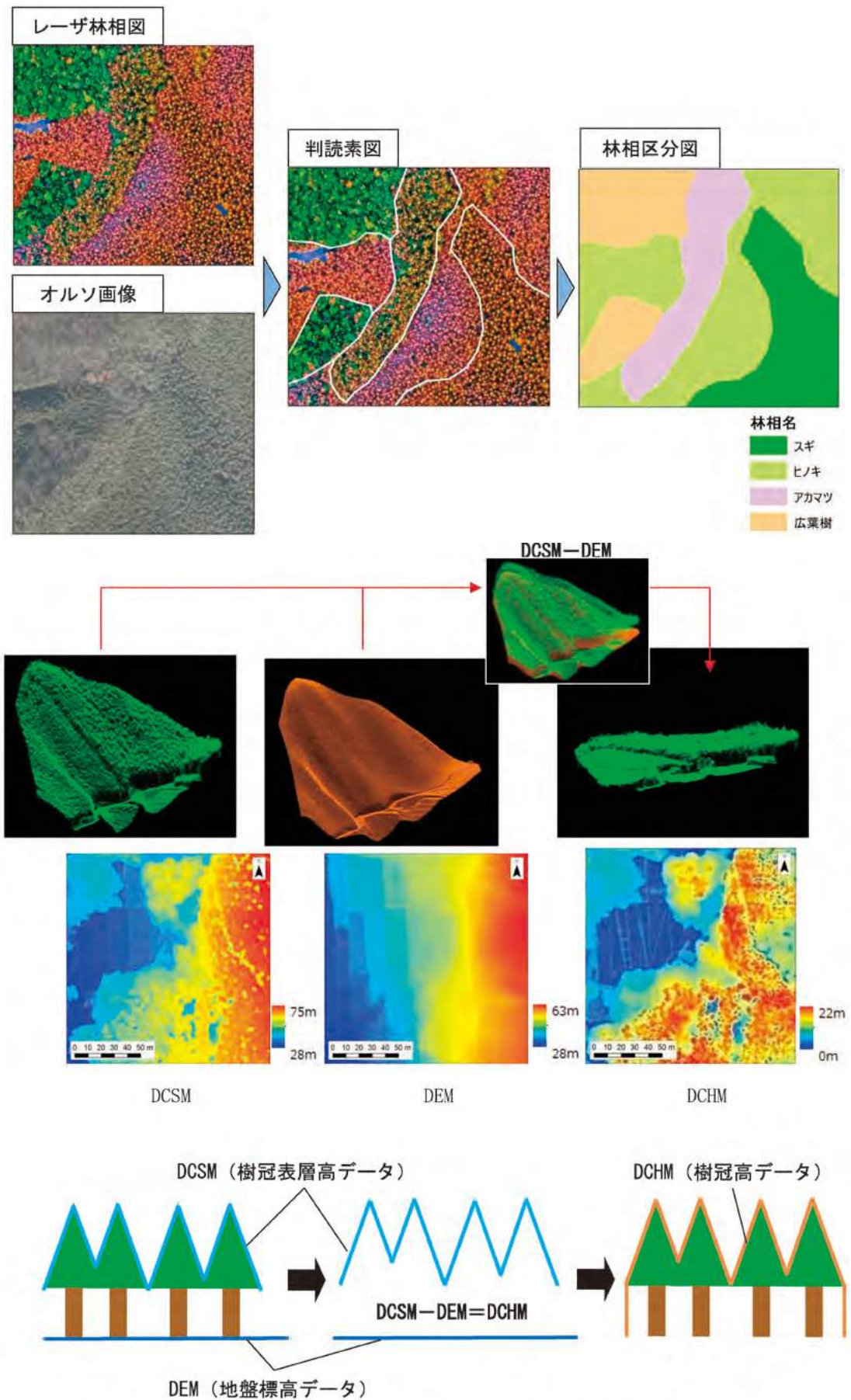
(IoTの活用等によるデジタル化の推進)

- ◆補助金申請等の県の業務において、オルソ画像^{*}や点群データ^{*}等を用いたデジタル申請を積極的に採用します。
- ◆意欲と能力のある林業経営者等のデジタル化、自動化を支援します。
- ◆自動化、IoT技術等の新たな機能を有する先進的な高性能林業機械の導入を支援します。
- ◆航空レーザー計測による森林解析結果を活用し、地理的条件や森林の特性を踏まえた丈夫で簡易な路網の整備を進めます。
- ◆木材市況^{*}や注文に即応した採材など、マーケットインに対応できるIoT林業機械について普及に取り組みます。
- ◆林内の樹木の位置、樹種、形状等の情報や施業状況等をデジタルデータ化する機能を有する機器の導入を推進します。また、デジタル化したデータの活用について研究・普及に取り組みます。
- ◆森林情報のデジタル化や機械の遠隔操作、作業のリアルタイム管理の実現に向け、山間部の通信環境を改善するため、ローカル5Gや衛星通信の導入等を推進します。

(森林資源情報の高度化と活用)

- ◆航空レーザー計測による森林資源情報の高度化を進めるとともに、森林情報のオープン化を推進します。
- ◆高度化した森林資源情報と木材需給マッチングシステムとの連携を推進します。

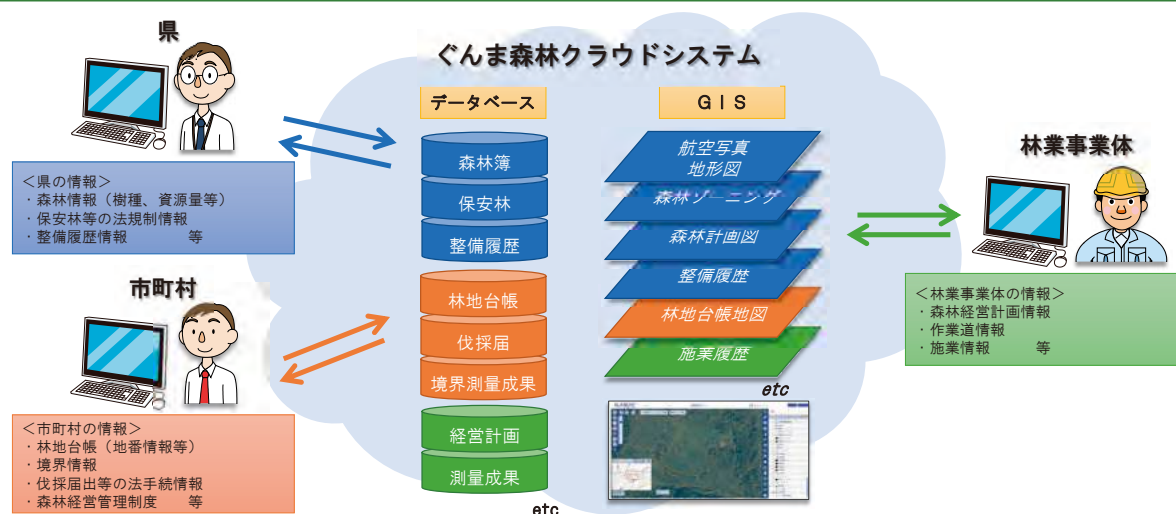
森林資源情報の高度化（航空レーザー計測による森林解析）



- ・DCSM (Digital Canopy Surface Model : 樹冠表層モデル) 地盤を含めた樹冠表層の高さ
- ・DEM (Digital Elevation Model : 地盤高モデル) 地盤の高さ
- ・DCHM (Digital Canopy Height Model : 樹冠高モデル) 樹冠表層の高さ

ぐんま森林クラウドシステムの概要

ぐんま森林クラウドシステムによる森林関連情報の集約・高度化



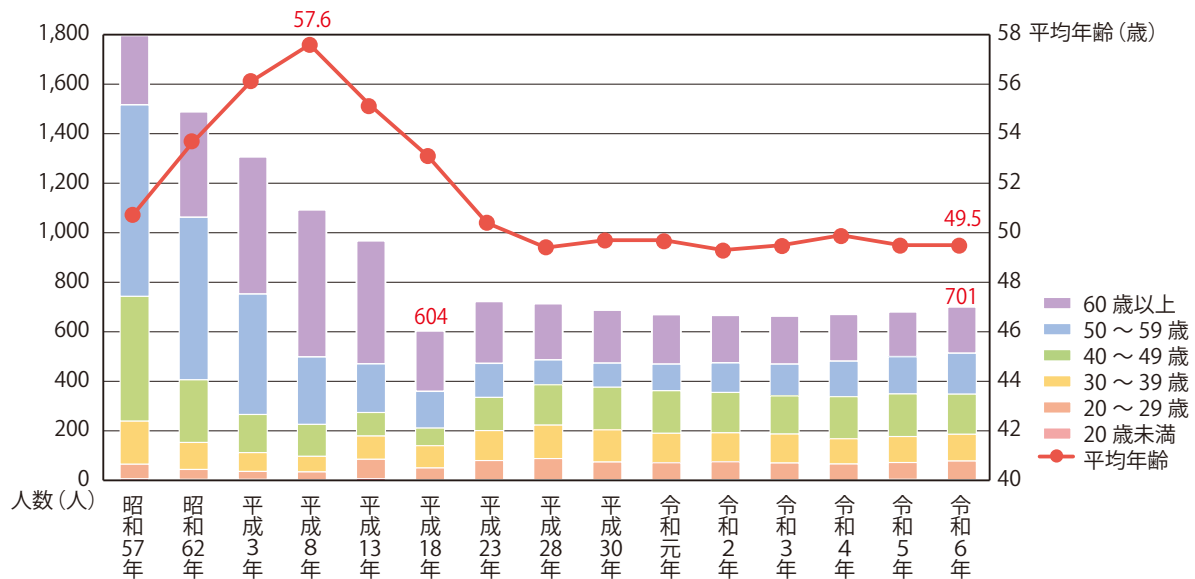
県、市町村、林業事業体が持つ情報をクラウドにリアルタイムで集約することで情報を高度化し、相互に利用することで、森林の適切な管理と活用の促進の両立を図る。

(4) 戦略的人材投資と経営ビジョン革新への支援

現状と課題

- ◆林業事業体の経営基盤、組織基盤は総じて脆弱であり、森林の管理・経営を担当する職員を配置している事業体は多くありません。
- ◆業務のデジタル化を推進していますが、林業事業体だけでなく、自治体職員を含む関係者に対応できるIT人材が不足しており、機器整備も遅れていることからデジタル化は停滞しています。
- ◆危険を伴う作業が多く、傾斜等の現場条件が悪いため、機械化、自動化が進んでいません。
- ◆令和6年次の労働災害発生状況（休業4日以上死傷者数の千人当たりの人数）は23.3人/千人と全産業の平均2.3人/千人の約10倍となっています。
- ◆現場での作業に従事する林業従事者数は、平成18年度の604人を底に、その後増減を繰り返しながら700人前後で推移し、平成30年度以降はしばらく700人を割り込んでいましたが、令和6年度は701人となりました。
- ◆林業従事者の内、女性は令和6年度の調査では16名と少なく、依然として多様な人材が働きやすい環境とは言い難い状況です。
- ◆林業従事者の平均年齢は、平成8年度の57.6歳から徐々に下がり、令和6年度は49.5歳でしたが、60歳以上の人数が26.8%と依然として多い状況です（図3-9）。

図3-9 年齢階層別林業従事者数と平均年齢の推移



出典：令和7年度林業従事者実態調査（群馬県林業振興課）

- ◆新規就業者は令和元年度以降40人前後で推移していましたが、令和5年度から50人台に回復し、令和6年度は51人と増加しています。また、この内65%を再就職者が占めています。
- ◆令和6年度の林業離職者数は39人で、その平均年齢は44.5歳となっています。令和4年度林業従事者実態調査（令和3年度分）において最も多かった離職の理由は、「健康上の理由」であり、以下「林業より良い条件の仕事があった」、「勤務条件（所得の確保等）」、「作業条件（仕事がきつい）」、「同僚や事務所との人間関係」、「定年退職」という順になっています。
- ◆「緑の雇用」事業*における林業作業士*研修修了者の定着率は、3年経過後に72.2%、4年経過後に58.8%と低下傾向で定着率向上が課題となっています。
- ◆年間就労日数が200日以上在林業に従事者は、平成20年度には59%でしたが、令和6年度は72%となり通年雇用が増加しています。
- ◆林業従事者の推定平均年収は、令和3年度林業従事者実態調査では357万円（年間平均就労日数212日）となっています。また、林業従事者の賃金支払形態は、日給が最も多く全体の約60%を占めています。林業は技能、技術を要すること、労働負荷や危険性が高いことを考慮すると、他産業と比べても給与水準は高いとはいえません。
- ◆林業労働力を確保することを目的として、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき指定されている群馬県林業労働力確保支援センター（一般財団法人群馬県森林・緑整備基金）では、林業労働力を確保するために、林業への就業相談や情報提供に加え、令和7年度から無料職業紹介所を開設しています。
- ◆群馬県林業労働力確保支援センターによる林業事業体支援の更なる強化も重要となっています。
- ◆森林組合は森林所有者で組織されている協同組合で、地域の森林の経営管理・整備の中核的役割を担っています。
- ◆森林組合は県内に15組合あり、森林所有者の約40%が加入し、その所有面積は民有林の約54%を占めています。また、経営面積は約12万4千ha、一組合当たりは8,257haで全国平均の約半分となっています。

- ◆一組合当たりの出資金は約3千4百万円と全国平均の約4割、準備金及び積立金は約1.4億円と全国平均の約7割となっており、県内森林組合の経営基盤は脆弱です。
- ◆森林組合の素材生産量は、平成22年度は約3万4千m³でその後徐々に増加し、令和元年度以降は11万m³を超えるなど、林産事業[※]への取り組みを進めてきましたが、近年は横ばい状況となっており、組織体制等の強化が必要です。
- ◆林業従事者は通年雇用のほか、個人事業主、一人親方[※]、臨時雇用など雇用形態が様々であり、厚生年金加入者のほか、国民年金に加入している人もいます。また、退職金の共済制度については、中小企業退職金共済制度や林業退職金共済制度等に参加しており、加入率は72%となっています。
- ◆林業事業体の人材確保・育成に関するビジョン、特に処遇改善やキャリア形成の方向性が見えづらく、林業従事者が誇りを持ち、長く安心して働く環境づくりが遅れています。
- ◆技術・技能向上研修が中心の人材育成研修への参加や最新の安全装備の導入は「コスト」として捉えられやすく、少人数の事業体では十分な対応がしづらい状況です。
- ◆県内の林業事業体は、森林整備や素材生産に特化した経営が中心で、新たな収益源を獲得する取組は遅れており、経営力や組織力の底上げには関係者（事業主・雇用主・従事者・行政・業界）の意識改革が必要です。
- ◆「地方創生SDGsローカル指標リスト」（自治体SDGs推進評価・調査検討会）において、林業試験指導機関[※]人員率がグローバル指標15.2.1「持続可能な森林経営における進捗」のローカル指標案とされ、持続可能な森林経営を進めるため、林業試験指導機関の体制強化が求められています。

将	来	ビ	ジ	ョ	ン
---	---	---	---	---	---

- ◆林業事業体の現場力と安全性を高め、持続可能で競争力のある経営基盤を築くとともに、地域社会に貢献できる人材を確保します。
- ◆労働負荷の軽減や林業従事者の所得向上等により、林業が魅力ある職場として認知され、新規林業従事者が増加しています。
- ◆林業従事者の技術向上と機械化の進展により、安全性が向上し、死亡災害がなくなるとともに、労働災害が建設業と同程度まで減少します。
- ◆地域の林業事業体が地域の森林の経営管理を支え、山村に雇用が生まれています。
- ◆雇用条件や現場環境の整備により、女性や高齢者など、多様な人材が働きやすい環境が整っています。

取組の方向性

- ◆群馬県の森林の魅力や林業就業の促進に向けて、SNSやイベントを通じた情報発信を強化し、広くPRを実施します。
- ◆林業の現場見学会や就業体験等の機会を提供することで、林業への理解を深め、新規就業を積極的に促進します。
- ◆人材を「資本」として位置づけ、計画的に育成・投資する環境整備に向け、雇用主及び経営者の意識改革・行動変容を促します。
- ◆林業従事者の技術・技能だけでなく、経営スキルやマネジメント、リーダーシップ、コミュニケーションなど現場の幅広いスキルの向上を図ります。
- ◆現場責任者の資質向上研修や、作業内容・習熟度に応じた技術習得研修を通じて、森林を適切に管理できる人材を育成します。
- ◆命を守る安全教育、リスク排除のための事前対策を強化して、安全意識の徹底を図ります。
- ◆給与や労働条件の改善など、引き続き処遇改善と職場環境整備を推進するとともに、メンタルヘルス対策や熱中症対策・感染症対策を含む総合的な安全管理など、心身の健康確保を推進します。
- ◆林業従事者のキャリア形成を支援するため、林業事業体の経営ビジョンを再構築するとともに、人材育成方針の見える化を推進します。
- ◆社会の変化に柔軟に対応できる持続可能な林業経営を実現するため、森林整備や素材生産活動をベースにしながら新しい価値を創造するなど、組織力と経営力の強化を図ります。
- ◆仕事への意欲や組織への誇り（エンゲージメント）、モチベーションの向上により、林業従事者がやりがいを感じ、長く安心して働くことができるよう処遇改善を促進します。
- ◆ICTやIoTを活用して省力化・効率化を図れるよう、スマート林業や林業DXを推進します。
- ◆「ぐんま森林・林業イノベーションプラットフォーム（もりビズぐんま）」を積極的に活用するなど、異業種や地域との協働、多様な主体との連携で新しいビジネスモデルの構築を推進します。
- ◆木材以外の副産物や地域ブランド商品開発など、新収益モデルの創出を促進します。
- ◆林業試験指導機関人員を確保するとともに、能力向上を図ります。

具体的施策《重点取組》

（新規就労者の確保）

- ◆群馬県林業労働力確保支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、実施する事業や運営を支援します。
- ◆SNS等を活用した群馬県の森林・林業の魅力や林業就業に関する情報発信や就業体験（インターンシップ等）の取組を強化し、無料職業紹介所やハローワーク等の就業関係機関や移住定住機関との連携を図り、担い手の確保を図ります。
- ◆即戦力となる人材を育成するため、就業希望者が林業現場に必要な技術を十分に学べるよう県立農林大学校のカリキュラムの向上を支援するとともに、実践的な人材育成を養成するための体制の構築を図ります。

(育成、技術向上)

- ◆「緑の雇用」事業における林業作業士の研修や技術向上研修への参加を支援します。
- ◆森林資源状況の把握や経営管理の企画立案等のコンサルタント業務を担う森林施業プランナー及び木材の高付加価値販売、事業体間の連携などを担う森林経営プランナー^{*}等の技術者を育成します。
- ◆伐倒技術や高性能林業機械の操作など、作業内容に応じた段階的な技術習得の機会を提供するとともに、言語による的確な指導とリーダーシップを発揮できるよう、コミュニケーション能力やコーチング技術の向上を支援し、OJTを担う指導者を育成します。



伐倒練習機によるデモンストレーション

(雇用の改善)

- ◆林業従事者が安心して働ける環境整備に向けた処遇改善の推進として、雇用関係の明確化を図り、労働条件や給与水準の引き上げによって生活の安定を確保します。さらに、社会保険・労働保険への加入促進など、福利厚生の実施を進めます。
- ◆キャリア形成支援や安全装備の充実など、人材への投資を強化するとともに、林業事業体の意識改革と行動変容を促進するため、雇用主や雇用管理者を対象とした意識改革のための研修を実施します。
- ◆求める人材像を明確化し、キャリアパス^{*}の設定など「人材育成の見える化」を推進します。
- ◆林業現場の雇用環境の実態把握調査・分析を行い、安心して働ける魅力ある職場づくりの強化のため、仕事への意欲や組織への誇り（エンゲージメント）、モチベーションの向上を促進し、多様な人材が長期的に活躍できる環境を整備します。あわせて、求職者から選ばれる魅力ある林業事業体の育成を目指します。
- ◆安全性の向上や労働負担の軽減を図るため、高性能林業機械の自動化や保育作業の機械化を推進します。
- ◆働きやすく魅力ある職場づくりを進めるため、ICTを活用した生産管理やデータ集約などによる業務のデジタル化を推進します。
- ◆林業従事者の所得向上を図るため、低コスト林業、デジタル化など収益性を高める取組を支援します。
- ◆林業技能検定制度^{*}などによる資格取得を推進し、林業従事者のキャリア形成を支援します。
- ◆女性や高齢者など、多様な人材が働きやすい職場環境の整備やハラスメント対策の取組を支援します。

(労働安全衛生の推進)

- ◆命を守る安全意識を徹底するため、事業主・従事者・関係者が一丸となり、労働安全衛生法や関連ガイドラインを遵守することを目的とした現場指導を行います。

- ◆消防機関等と連携した安全体制確保やメンタルヘルス対策など、命と心身の健康と安心を守るための取組を支援します。

(森林組合等、林業事業体の体制強化)

- ◆地域の森林管理の中心的な担い手としての役割を果たすため、各種研修や資格取得の促進を通して、森林組合をはじめとした林業事業体の経営基盤の強化、技術力の向上を図り、組織体制を強化します。
- ◆森林組合が有する森林経営に関する能力・ノウハウを最大限に発揮するため、地域の林業事業体の情報収集や交流機会をコーディネートすることにより、連携を進めます。

(林業試験指導機関の体制強化)

- ◆林業試験指導機関の体制を強化することにより、森林ゾーニングによる森林の特性や地理的条件に応じた効率的な施業方法等に関する研究を進めます。

数値目標【林業システムの改革】		
指 標 (★重要指標)	現状値 (R 6)	目標値
★林業就業人口1人当たりの林業産出額 [木材生産] (万円/年)	182	232
★山元立木価格 [スギ] (円/㎡)	3,290	3,596
林業産出額 [木材生産] (千万円/年)	225	320
★素材生産量 (千㎡/年)	427	500
造林面積 (ha/年)	125	400
高性能林業機械所有台数 (台)	241	250
森林経営計画策定面積 (ha)	17,102	30,000
路網の開設延長 (km) ※森林経営計画内のH23～R12累積延長	1,670	2,900
素材生産性の向上率 (%) ※意欲と能力のある林業経営者の平均素材生産性 (㎡/人・日)	116% (R 6) (6.66)	150% (8.61)
森林資源情報の高度化面積 (千ha) ※4点/㎡の航空レーザー計測による解析面積	21	231
3Dレーザー、ドローン等の活用による森林施業に取り組む事業体数	6	16
★林業従事者数 (人)	701	800
★林業従事者 (現場技能者) の平均年収 (万円/年)	409	500
新規就業者数 (人) * 10年間の累計	185	580
死傷者数の減少率 (%)	22% (14人/年)	30% (12人/年)
★林業試験指導機関人員率 (人口10万人当たりの人数)	0.6	0.8
★市町村における意向調査面積 (ha)	14,585	20,000

3

きのこ産業等の再生

施策の柱3

(1) きのこ産業等の活性化

現状と課題

◆全国有数のきのこ生産県ですが、生産量、生産者数は減少傾向にあります（図3-10、3-11）。

図3-10 本県産きのこ生産量の推移

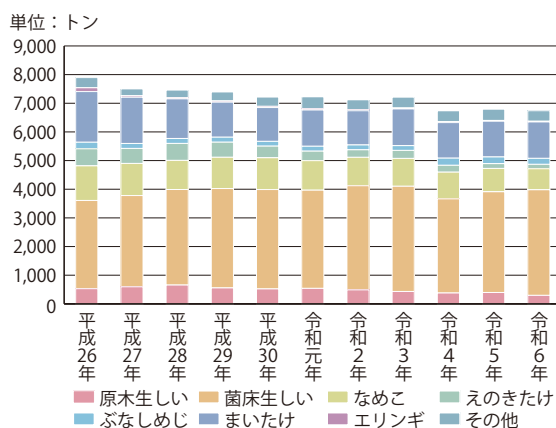
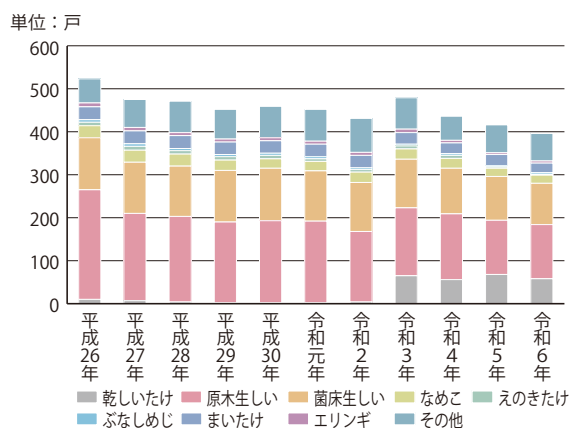


図3-11 本県きのこ生産者数の推移



出典：群馬県林業振興課業務資料

- ◆消費者ニーズに応じて、県内では多種多様な品目が生産されていますが、県産きのこならではのセールスポイントが不足しています。
- ◆県産きのこは、首都圏向けを中心に販売されていますが、販売ターゲットや出荷品質が一定でなく、市場単価が低い傾向にあります。
- ◆県内小売店の陳列量に占める県産きのこの割合が他県産より低く、県民の購入機会を逃しています。
- ◆生産資材の高騰により事業環境が悪化していますが、きのこ産業を維持・発展していくため、収益性の向上と新たな需要の創出により、儲かる産業へのステップアップが必要です。
- ◆原木栽培^{*}の生産者数は高齢化等で減少していますが、菌床栽培^{*}は法人経営の増加等により1生産者当たりの規模拡大が進み、地域雇用の創出に大きな役割を果たしています。
- ◆木炭の生産量は、生産者の高齢化等により、減少傾向にあります。

将	来	ビ	ジ	ョ	ン
---	---	---	---	---	---

- ◆新たな需要の創出や収益性の向上により、中山間地域を支える産業として、地域の資源と資金の循環に貢献しています。
- ◆県民が県産きのこに愛着を持ち、里山資源の循環利用や二酸化炭素（CO₂）削減などの意義を理解して、県産きのこを積極的に購入しています。
- ◆製炭技術の伝承により、木炭の生産が維持されています。

取組の方向性

- ◆県産きのこの高付加価値化により、新たな需要を創出し、消費量を拡大させます。
- ◆県産きのこの効率的な生産体制を構築し、収益性を向上します。

具体的施策《重点取組》

（「ぐんまッシュ」による県産きのこの生産振興）

- ◆県産木材を原料とする原木やおが粉を使用して生産した“純”県産きのこ「ぐんまッシュ」を県産きのこの理想像を象徴する新たなアイコン（シンボル）に設定し、新たな需要創出や収益性向上を図るための施策を展開し、産業持続性を高めます。

（“つくる” 対策）

- ◆きのこ栽培における県産原木の活用を推進します。
- ◆県産資材の活用により、ウッドマイレージ[※]の低減、資源循環林の有効活用を図ります。
- ◆きのこ生産の省力化、低コスト化、効率化等を図るための機械導入や施設整備、栽培管理・販売のデジタル化などを支援します。
- ◆「ぐんまッシュ」の普及をリードするため、ムキタケ新品種の普及・生産拡大に向け、栽培技術の確立、生産者への導入促進、販路開拓等に取り組みます。

（“うる” 対策）

- ◆県産きのこの単価の引き上げを図るため、消費者ニーズにマッチした流通・販売の取組を支援します。
- ◆成分分析等により、県産きのこのセールスポイントを見える化し、付加価値向上を図ります。

（“たべる” 対策）

- ◆地産地消の安心感を最大のセールスポイントに消費拡大を図ります。
- ◆産学官民が一体となり、「ぐんまッシュ」が持つ地域固有の価値を高め、県民を中心とした愛着を醸成するPRを行います。

- ◆内食向け料理レシピや、きのこの持つ多様な機能性をコンテンツとしたきのこの消費拡大の取組を実施します。
- ◆児童生徒やその家庭におけるきのこの消費拡大を図るため、学校給食への食材提供やイメージアップの取組を支援します。



きのこ料理コンクール入賞作品

(きのこ産業従事者の確保)

- ◆きのこ生産の後継者を育成するとともに、新規・他業種からの参入者を支援します。
- ◆生産者ニーズに応じた栽培技術や生産支援システムなどの研究開発に取り組みます。

(木炭振興対策)

- ◆木炭・竹炭の新たな用途を開発し、利用拡大に努めます。
- ◆木炭の製造技術を伝承する取組を推進します。

“純” 県産きのこ「ぐんまッシュ」とは

県産木材を原材料とするきのこ原木やおが粉を使用して、県内で生まれ育ったきのこ。将来的には、栄養源などの生産資材についても県産品の使用率を高め、純度と付加価値の向上を目指します。

(2) 安全・安心なきのこの生産体制支援

現状と課題

- ◆平成23年3月の原発事故発生から15年以上がたちますが、いまだに県内のきのこ生産については放射性物質汚染の影響が残っています。
- ◆原木しいたけ生産では、原発事故直後から原木・ほだ木^{*}や発生したしいたけの安全性を確保するための取組や検査を行っており、生産者の大きな負担になっています。
- ◆放射性物質汚染の影響が残る原木林は伐採・更新が滞り、きのこ原木としての利用に適さない大径化が進んでいます。
- ◆きのこ原木林については、安全性を確保しながら、資源循環林としての有効利用を図ることが課題となっています。
- ◆食品の安全性に関して約8割の県民が関心を持っており（「食品の安全等に関する県民意識調査」(令和5年10月)）、安全・安心なきのこの提供を継続して行うことが必要です。

将 来 ビ ジ ャ ャ ャ

- ◆栽培管理体制の確立により、消費者ニーズに応じた安全・安心なきのこが安定的に生産されています。
- ◆放射性物質汚染の影響を克服し、県内のきのこ産地は維持されています。

取組の方向性

- ◆消費者ニーズに応えるため、安全・安心なきのこ栽培管理体制を確立します。



全国に誇る原木しいたけ

具体的施策《重点取組》

（県指導指針に基づく栽培管理の遵守徹底）

- ◆「群馬県きのこの栽培管理に関する指導指針」に基づき、引き続き原木やほだ木等の放射性物質検査の実施や栽培管理について指導を行います。

（放射性物質の検査体制の継続）

- ◆放射性物質の検査体制を継続し、しいたけの出荷前検査や、原木・ほだ木等の検査実施・検査結果の公表を通じて、安全・安心なきのこの供給を支援します。

（県内きのこ原木林の再生）

- ◆放射性物質の汚染が少ない県産の原木やおが粉の利用を推進します。
- ◆県内きのこ原木林の安全性の確保や再生利用に向けた調査研究に引き続き取り組みます。

（きのこ生産工程の透明性の向上）

- ◆農業生産工程管理（GAP）^{*}等の取組を支援します。

数値目標【きのこ産業等の再生】

指 標（★重要指標）	現状値（R 6）	目標値
★きのこ生産産出額（千万円／年）	557	600
きのこ生産量（トン／年）	6,742	8,000
原木栽培における県産資材調達率（％）	83	80

基本方針Ⅱ 森林の新たな価値の創出

森林の価値を見つめ直すことにより、社会情勢の変化や森林への多様なニーズに対応した森林の新たな価値を創出します。



1 新たな森林資源利用

施策の柱4

(1) エネルギーの「地産地消」事業の展開

現状と課題

- ◆平成30年3月、前橋市において間伐材等の未利用木材を燃料とする木質バイオマス発電所が営業運転を開始し、これまで林内に伐り捨てられていた木材（低質材）の需要が増加しました。
- ◆上野村や川場村等では、地域の低質材をペレット※やチップに加工し、木質バイオマス発電等の燃料として利用することにより、森林資源を有効活用しながら新たな事業や雇用を生み出し、地域経済を活性化させる取組が行われています。
- ◆市場価格の安い低質材は、収集・運搬コストの低減を図るとともに、伐採した地域でエネルギーとして有効利用する、「地産地消」の取組を推進する必要があります。



ペレット工場（上野村）



木質バイオマス発電所（川場村）

将	来	ビ	ジ	ョ	ン
---	---	---	---	---	---

- ◆地域の森林資源をエネルギーとして持続的に利用する「地産地消」が進み、災害に強い自立分散型社会が実現しています。

取組の方向性

- ◆市町村・事業者による推進体制を構築し、エネルギーの「地産地消」の実用化を目指します。

具体的施策《重点取組》

（エネルギーの「地産地消」事業の展開）

- ◆低質材や製材残材等を木質バイオマス発電の燃料として地域内で利用するなど、地域の創意工夫による低質材等の有効活用の取組を推進します。
- ◆木質バイオマス発電所等に対する燃料の安定供給体制強化のため、チップ加工施設等の整備を推進します。
- ◆低質材の収集・運搬コストの低減のため、効率的な収集・運搬システムの調査・研究に取り組みます。
- ◆低質材の利用拡大を図るため、木質バイオマスボイラーなど、電力や熱を供給する施設や設備等の整備を推進します。

(2) マテリアル利用の促進

現状と課題

- ◆新たな木材需要の開拓、低質材の高付加価値化、更には化石燃料由来製品から木質バイオマス由来製品への切り替えによるプラスチックゴミ削減のためには、木質バイオマスのマテリアル利用を促進する必要があります。
- ◆セルロースナノファイバー^{*}、改質リグニン^{*}などの木質バイオマスのマテリアル利用について、国の研究機関や企業では研究開発が進められ、実証プラントの稼働も開始されていますが、実用化された事例は多くありません。

将 来 ビ ジ ャ ャ ャ ャ ャ ャ

- ◆木質バイオマスのマテリアル利用が進み、化石燃料由来から木質バイオマス由来製品への転換が進んでいます。

取組の方向性

- ◆木材のマテリアル利用の可能性を調査するとともに、企業と連携して調査・研究に取り組めます。

具体的施策《重点取組》

(マテリアル利用の推進)

- ◆セルロースナノファイバー、改質リグニン等の木質バイオマスのマテリアル利用についての情報収集を行い、県産木材のマテリアル利用の可能性を調査します。
- ◆企業と連携して、県産木材から製造するセルロースナノファイバーや改質リグニンの実用性に関する調査・研究に取り組めます。

数値目標【新たな森林資源利用】

指 標 (★重要指標)	現状値 (R 6)	目標値
★地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数	8	8
燃料用木質チップ・木質ペレット生産量 (千 ^m ³/年)	164	163

2

「森林ビジネス」の創出

施策の柱5

(1) 森林の新たな価値を創出する取組の推進

現状と課題

- ◆進化したデジタル技術の活用があらゆる分野で進行し、森林・林業分野においてもICT等を活用したDX^{*}による新たな産業形態への転換が課題となっています。
- ◆人々の価値観や生活様式の変化に伴い、森林の多様な利用形態が求められています。
- ◆森林には木材資源を供給すること以外にも価値がありますが、ビジネスに結びつける視点と新たな価値を創出させるために必要な人材・技術が不足しています。

将	来	ビ	ジ	ョ	ン
---	---	---	---	---	---

- ◆気付かれなかった森林資源や森林空間の利用に併せて異業種、都市住民とのつながりが構築され、デジタル化、多様な生活様式に対応した森林の新たな価値が見出されています。
- ◆外部の人材・視点によるストーリー・ブランディング^{*}により見出された新たな価値を活用した「森林ビジネス」が実現しています。
- ◆森林ビジネスの実現を通して「人が都市で森林につながり、森林で都市につながる」ことにより、森林の多様な活用が進んでいます。
- ◆森林ビジネスにより、森林所有者に利益をもたらす仕組みづくりが進んでいます。

取組の方向性

- ◆デジタル化の進展やワーケーションなどの多様な生活様式に対応した森林の多様な利用形態を構築するため、異業種、都市住民との連携により森林の新たな価値を見出します。
- ◆民間企業、NPO団体と市町村、県等による官民共創コミュニティ^{*}の立ち上げに合わせて、地域内外の森林ビジネス事業者に対して、伴走型の支援を行うなど地域における新たな取組を支援します。

具体的施策《重点取組》

(森林の新たな価値を創出する取組の推進)

- ◆多種多様な民間企業が参画するプラットフォームとして開設した「ぐんま森林・林業イノベーションプラットフォーム（もりビズぐんま）」や県庁32階の「NETSUGEN[※]」の活用を通して、森林の新たな価値の発掘や関係者のマッチングを進めます。
- ◆森林の新たな価値を見出すため、森林資源情報のデジタル化・高度化により資源の状況を把握し、オープンデータ化を進め、提供します。
- ◆地域における取組状況について情報収集し、広く紹介していきます。
- ◆森林空間利用のフィールドとして、県立森林公園等の県有施設を提供します。
- ◆水源涵養^{かん}、生物多様性保全、地球温暖化防止等の森林の公益的機能のクレジット化による新たな価値の創出に取り組みます。

「森林ビジネス」とは

都市・他産業と山村・森林・林業との共創により、木材やきのこ、特用林産物といった既存の利用形態に新たな視点を加え、民間企業によるブランディングや資金提供、人材交流等を通して、森林の新たな価値を見出し、高める取組を「森林ビジネス」と定義しました。

これまで利用されなかった森林資源を活用するビジネス形態のほか、森林空間を健康や観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業については、「森林サービス産業」と定義されています。

林野庁においては、木材供給にどどまらない環境保全や癒しなどの森林の多面的な機能に価値を見出し、地域の賑わいや所得向上と雇用を創出する「森業」を推進するため、令和7年5月28日に公表した「地方みらい共創戦略」（令和7年5月28日農林水産省公表）に「森業」の推進を位置づけました。



スギとヒノキを使ったアロマ商品



森ヨガで心と体をリセット

(2) 森林空間利用拠点の整備・強化

現状と課題

- ◆都市から森林・山村への回帰志向が広がり、受皿としての森林に対する期待が高まっています。
- ◆登山や散策、キャンプ等の野外活動、森林セラピー^{*}、森林浴等の健康増進、自然体験等の森林環境教育^{*}などによる多様な森林空間の活用が注目されています。
- ◆県立森林公園、県立公園について、森林空間を利用したサービスを提供する拠点として活用するためには、老朽化した施設（電気・水・通信等）の再整備が課題です。

将 来 ビ ジ ャ ャ ャ

- ◆県立森林公園、県立公園等の施設と観光地が連携して核となり、自治体や住民、NPO団体、企業・団体が参画し、都市住民等が利用する森林サービス産業が実現しています。

取組の方向性

- ◆県立森林公園、県立公園などの拠点となる施設の機能を整理・分析し、計画的に必要な整備を行います。
- ◆モデル的な拠点施設での事業展開により森林空間を利用した森林サービス産業の実現を目指します。

具体的施策《重点取組》

(森林空間を利用した森林サービス産業の推進)

- ◆地元自治体やNPO団体、企業等と連携した施設整備やPR活動に取り組み、各施設の特徴を活かして、多様なニーズに対応した活用を図ります。
- ◆健康、観光、教育やサテライトオフィス、ワーケーションなど多様な分野での森林空間利用を推進するため、施設や環境の整備に取り組めます。



地域産材を取り入れたワークキングスペース
(神流フォレストベース)

(3) 県民参加の森づくり推進

現状と課題

- ◆ぐんま緑の県民基金事業※により、群馬県森林ボランティア支援センター※を運営し、ホームページの管理・運営や情報誌の発行を行っているほか、市町村提案型事業により、各地で県民参加による地域独自の活動が行われています。
- ◆森林への関心を深める森林環境教育※を推進するため、指導者の育成やボランティア団体や企業等の支援に、一層、取り組む必要があります。

将 来 ビ ジ ャ ャ ャ

- ◆森林環境教育により森林の大切さが認識され、多くの県民が緑化活動や森林整備活動に参加しています。

取組の方向性

- ◆自然体験活動や自然講座など多様な森林環境教育への参加機会を充実し、森林環境教育を推進します。
- ◆緑化運動により緑化の必要性を普及するとともに、群馬県森林ボランティア支援センターによる技術安全指導を実施するなど、県民や企業の森林整備への参加を支援します。

具体的施策《重点取組》

(森林環境教育の推進)

- ◆児童生徒や県民を対象とした自然観察会や森林整備体験など、森林で遊び、学ぶ活動を支援します。
- ◆緑の少年団活動が活発になるよう関係機関と連携し、子どもたちの自由な発想による取組を支援します。
- ◆本県の自然や森林の魅力を県民に伝えるため、森林環境教育の指導者「緑のインタープリター※」を養成し、活動を広めていきます。



森林環境教育

(県民参加の森づくり推進)

- ◆ 森林と人との関わりの重要性に対する意識を醸成し、関係人口の増加に取り組みます。
- ◆ 緑の豊かな郷土づくりを推進するため、群馬県植樹祭[※]や緑化運動ポスター・標語の募集、緑の募金活動等の緑化運動に関する事業を関係団体等と連携して実施します。
- ◆ 「群馬県森林ボランティア支援センター」を運営し、森林ボランティア情報の収集と提供、技術安全指導や森林整備作業器具の貸出しなど、ボランティア団体への一体的なサポートを行います。
- ◆ 企業参加の森林づくりを推進するため、フィールドの紹介や協定締結など、企業と森林所有者の仲立ちを行います。
- ◆ 企業や森林ボランティアが手入れを行った森林の二酸化炭素（CO₂）吸収量を認証することにより、森林整備の効果への理解を深めます。

数値目標【「森林ビジネス」の創出】

指 標（★重要指標）	現状値（R 6）	目標値
★「森林ビジネス」取組地域数	15	35
森林由来 J-クレジット登録数	5	30
県立森林公園・県立公園（赤城・榛名・妙義）入場者数（千人／年）	2,193	2,144
★森林環境教育参加者数（人／年）	14,010	21,200
森林ボランティア団体会員数（人） ※定期的な活動を行っている団体の会員数とする。	2,751	3,000

利根川水系の「上流社会」としての責任を果たすとともに、県民の生命と財産を守るため、林業経営を通じた森林整備を推進するほか、条件不利な森林については公的管理により整備し、災害の防止や水源の涵養^{かん}、地球温暖化防止等の公益的機能が高度に発揮される森林づくりを推進します。



1

防災・減災と災害への適応力向上

施策の柱6

(1) 山地災害の防止・被害軽減

現状と課題

- ◆ 森林は、二酸化炭素（CO₂）を吸収する地球温暖化防止機能をはじめ、国土の保全や水源の涵養^{かん}、快適な生活環境の形成等の様々な公益的機能を有しています。
- ◆ 豪雨の頻発化・激甚化や地震による山地災害の危険性が高まっています。
- ◆ 災害等に対する適応力を維持するためには、地域の実情に精通した建設産業の持続的な発展が重要ですが、就業者の減少や高齢化により、担い手不足が課題となっています。



山地災害の発生状況



復旧状況

将	来	ビ	ジ	ョ	ン
---	---	---	---	---	---

- ◆治山事業の実施により、森林の公益的機能が高度に発揮されています。

取組の方向性

- ◆治山事業及びぐんま緑の県民基金事業の推進により、公益的機能を高度に発揮する森林を維持・造成します。
- ◆公共工事の担い手確保に向けた、「働き方改革」、「生産性向上」を推進することにより、災害等に対する適応力を維持します。

具体的施策《重点取組》

(山地災害により荒廃した森林の速やかな復旧)

- ◆豪雨、地震等により山地災害が発生した場合には、治山施設を設置し、公益的機能が高度に発揮される森林へ速やかに復旧します。

(山地災害危険地区における事前防災)

- ◆山地災害危険地区の危険度判定により、崩壊・落石防止等の計画的な予防対策を実施するとともに、既存施設の維持管理、機能強化等の長寿命化対策を推進します。

(働き方改革、生産性向上の推進)

- ◆週休2日やキャリアアップシステムの促進など、働き方改革に取り組みます。
- ◆現場の生産性向上を図るため、ICT施工・3次元データ活用等を推進します。



治山施設の設置（谷止工）



山地災害危険地区の事前防災（落石防止対策）

(2) 森林の健全化促進と適正な保全

現状と課題

- ◆本県の森林は利根川水系の上流に位置し、水源の涵養^{かん}や災害の防止、地球温暖化の防止等の公益的機能の発揮により、県民の生命、財産を守るとともに首都圏の生活や産業活動を支えています。
- ◆また、東毛地域の平地林から北毛地域の亜高山帯針葉樹林に至るまで、多種・多様な森林が存在し、多くの動植物が生息・生育しています。
- ◆木材価格の長期的な低迷や山村地域における過疎化、高齢化等の進行による森林所有者の経営意欲の低下、不在村所有者の増加が顕在化しています。こうしたことを背景に、持続的な経営管理が行われていない森林が増加しており、森林を適正に整備・保全し、将来にわたって公益的機能を維持していくことが課題となっています。
- ◆森林経営管理制度の円滑な運用により、経営管理が行われていない森林の整備が求められています。
- ◆県内のカシノナガキクイムシによるナラ枯れ^{*}被害は、一部地域にとどまっていますが、今後の拡大が懸念されています。
- ◆スギ・ヒノキの花粉症は、国民の約4割がり患しているといわれています。
- ◆県内の条件不利な森林について、平成26年から、「ぐんま緑の県民基金事業」で整備を進め、整備すべき森林の目標面積1万haに対して、令和6年度末で6,600haの整備を実施しました。
- ◆野生獣類の生息数は依然として高い水準で推移しており、生息範囲の拡大等により、植栽した幼齢木の食害や成木の剥皮被害が増加しています。
- ◆森林における開発として太陽光発電施設の設置が続いており、治山事業施工地を含む保安林^{**}の周囲での開発計画も見受けられます。

将 来 ビ ジ ャ ャ ャ

- ◆森林の特性や地理的条件に応じた森林ゾーニングに基づく整備・管理により、森林の公益的機能がSDGsの理念の下で持続的かつ高度に発揮され、災害の危険性が低下しています。
- ◆市町村の支援体制が整備され、森林経営管理制度の円滑な運用が図られることにより、未整備森林が減少し、多様な機能が適切に発揮された森林が増加しています。
- ◆条件不利な森林の整備が進み、森林の整備率が向上しています。
- ◆森林の二酸化炭素(CO₂)吸収量が確保・増進され、脱炭素社会の構築に向けた取組が進んでいます。

- ◆野生獣類による森林に対する被害が減少しています。
- ◆森林認証^{*}の取得により適正に管理された森林が増加しています。
- ◆山地災害危険地区における保安林の適正な配備により、県民の生命・財産が保護されています。

取組の方向性

- ◆森林資源情報の高度化により森林の状況を正確に把握し、森林の特性や地理的条件に応じた森林ゾーニングによる整備を推進します。
- ◆適正な維持管理や持続的な林業経営がされていない森林における間伐等の森林整備を推進します。
- ◆森林所有者意向調査などの森林経営管理制度の円滑な運用を図るため、主体となる市町村の業務を支援します。
- ◆ぐんま緑の県民基金事業により条件不利な森林の整備を進めます。
- ◆条件不利な森林における事業の実施状況を把握することにより整備が必要な森林を精査し、ぐんま緑の県民基金事業の今後の在り方を検討します。
- ◆野生獣類の生息環境整備、適正管理など、被害防止対策に取り組めます。
- ◆林野火災の未然防止を図るため、予防対策を実施します。
- ◆持続可能な森林経営に資する森林認証の取得を支援します。
- ◆山地災害危険地区における保安林指定を進めます。

具体的施策《重点取組》

（森林の適正な整備、活用）

- ◆森林ゾーニングに応じた森林施業による効率的な森林資源の活用を通して、公益的機能の高度発揮を図ります。
- ◆山地災害の危険性が高い地区の周辺森林において、山地災害防止のため、荒廃した森林の間伐や森林の造成等を推進します。
- ◆カシノナガキクイムシによるナラ枯れの被害拡大を防止するため、県、市町村及び国有林と連携して情報収集に努め、早期発見・駆除対策に取り組むとともに被害木を含む資源の有効活用を促進し、森林資源の循環利用を図ります。
- ◆保全すべき重要なマツ林や公園・神社等において単木として保全しているマツは、薬



カシノナガキクイムシ被害防除対策

剤の樹幹注入等の適切な防除措置を講じ、松くい虫被害の防止に努めます。

- ◆花粉発生源となるスギ・ヒノキ林の花粉症対策品種への植え替えや樹種転換を推進します。

(森林の公益的機能の維持増進)

- ◆公益上特に重要な森林については、治山事業による森林整備を実施し、公益的機能が高度に発揮されるよう維持、造成を図ります。
- ◆ぐんま緑の県民基金事業により、林業経営が成り立たない条件不利地を対象に強度の間伐を実施し、災害防止などの森林の公益的機能の維持・増進を図ります。
- ◆令和7年度に実施したぐんま緑の県民税アンケート調査の結果や事業の進捗状況等を市町村や関係団体と共有し、今後の方向性について検討を進めます。
- ◆経営管理されていない森林の所有者意向調査を推進するため、森林環境譲与税を活用した森林資源情報の整備・提供や市町村職員を対象とした森林GIS研修などを実施し、市町村を支援します。
- ◆森林経営管理制度における意向調査や境界明確化を実施する市町村支援体制を整備し、地域における森林整備を推進します（再掲）。

(保安林指定の推進)

- ◆山地災害危険地区に判定した森林については、山地災害への防備を目的とする土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林への指定を進めていきます。
- ◆治山事業施工地の近隣において、一体的に保全・整備すべき森林が保安林に指定されていない場合には、追加による指定を検討します。

(野生獣類対策の推進)

- ◆ニホンジカによる造林木等への食害、ツキノワグマによる剥皮被害等のある地域においては、適正管理計画などとの整合性を保ちつつ、被害地域や市町村、関係機関等との連携を強化し、捕獲を推進します。
- ◆多様な森林づくりにより野生獣類の生息環境を確保し、山村地域における被害の軽減を図ります。
- ◆ニホンジカやツキノワグマ等の行動生態を把握し、新たな器具による効果的な捕獲や防除技術の調査・研究に取り組みます。
- ◆野生鳥獣の生息環境整備の強化に向けて林縁部における緩衝帯整備に対して支援します。

(森林の適正な管理)

- ◆林野火災を未然に防止するため、県民の予防意識の向上を図ります。
- ◆持続可能な森林経営を推進するため、FSC（森林管理協議会）^{*}、SGEC（緑の循環認証会議）^{**}などの森林認証の取得を支援します。
- ◆無秩序な森林の開発を防止するため、「林地開発許可制度」を適正に運用するとともに、「伐採届出制度」の適正な運用に努めます。
- ◆森林保全巡視指導員及び森林保全推進員によって、森林に係る各種被害や廃棄物の不法投棄などの早期発見・防止に努めます。

- ◆群馬県水源地域保全条例による事前届出制度の適正な運用により、水源地域の森林を適正に保全します。

(3) 新たな森林管理手法の構築

現状と課題

- ◆台風等の影響による倒木の発生により、送電線や道路といった、インフラ施設が被害を受け、通行止めや停電が長期かつ広域にわたり発生するなど、県民の安全・安心な生活に影響を及ぼす懸念があります。
- ◆木材価格の低迷や不在村所有者の増加等により、適正に経営管理されていない森林が増加しています。

将	来	ビ	ジ	ヨ	ン
---	---	---	---	---	---

- ◆住民や市町村、インフラ施設管理者等との連携、情報共有により、被害発生時の早期復旧体制が構築されています。

取組の方向性

- ◆市町村、インフラ施設管理者等の関係者間の調整を図り、台風等による被害発生時の早期復旧体制の構築に向け検討を進めます。

具体的施策《重点取組》

(被害発生時の早期復旧体制の構築)

- ◆インフラ施設の被害の早期復旧を図るため、市町村、森林組合及びインフラ施設管理者等と被害復旧に関する協定締結等を推進します。

(4) インフラ施設周辺森林の整備

現状と課題

- ◆豪雨の頻発化・激甚化や地震による山地災害の危険性が高まっています（再掲）。
- ◆台風等の影響による倒木の発生により、送電線や道路といった、インフラ施設が被害を受け、通行止めや停電が長期かつ広域にわたり発生するなど、県民の安全・安心な生活に影響を及ぼす懸念があります（再掲）。

将	来	ビ	ジ	ョ	ン
---	---	---	---	---	---

- ◆インフラ施設周辺における森林が適正に整備され、台風等によるインフラ施設への倒木被害が減少しています。

取組の方向性

- ◆インフラ施設周辺森林の整備状況を把握し、台風等による被害発生の危険性が高い森林については、効果的な整備方法の検討を行います。

具体的施策《重点取組》

(送電線等の周囲森林の事前伐採)

- ◆台風等によるインフラ施設被害の未然防止につなげるため、送配電線や鉄道、道路などの重要インフラ施設周辺における森林整備の推進を図ります。

(5) 県民防災意識の向上

現状と課題

- ◆豪雨の頻発化・激甚化や地震による山地災害の危険性が高まっています（再掲）。
- ◆木材価格の低迷や不在村所有者の増加等により、適正に経営管理されていない森林が増加しています（再掲）。

将 来 ビ ジ ョ ン

- ◆ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策が実施されています。

取組の方向性

- ◆山地災害危険地区の周知により、防災意識の醸成を図ります。

具体的施策《重点取組》

(山地災害危険地区の周知)

- ◆災害が発生するおそれが高いと考えられる地区（山地災害危険地区）を随時見直すとともに、位置情報の周知を図ります。
- ◆自然災害の猛威は施設整備だけでは不十分であるため、「自らの命は自らが守る」といった防災意識の醸成を図り、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を強力かつ集中的に推進します。

数値目標【防災・減災】

指 標（★重要指標）	現状値（R 6）	目標値
★民有林治山事業施工面積（ha）※10年間累計	138	600
★民有人工林の間伐等森林整備面積（ha／年）	1,573	3,100
★民有人工林の整備率（％）	45	50
山地災害危険地区における保安林指定面積（ha）	1,210	2,500
野生獣類による林業被害（百万円／年）	201	177

地域の課題と取組

1 渋川地区

地域の概要	- 管内は、県の中央部に位置し、前橋市・伊勢崎市・佐波郡玉村町・渋川市及び北群馬郡吉岡町・榛東村にわたっている。 - 面積は76,546haで県総面積の12%。人口は約67.7万人で県総人口の36%を占めている。また中核市である前橋市の人口は32.5万人で管内人口の48%を占めている。 - 森林面積は21,931haで県森林総面積の5%を占めており、林野率は29%となっている。 - 管内には民有林が17,817haで23%を占め、国有林は4,114haで5%となっている。 - 素材生産では前橋・渋川地域の民有林内が主体となっている。
地域の現状と課題	●木材流通・加工 ・渋川県産材センターを核にした、木材生産・加工・流通体制の強化。 ●林業従事者の確保 ・農林系高校等からの森林組合等へのインターンシップ受入れを支援し、林業後継者を育成する。
地域の主な取組み	●木材流通・加工 【現時点の取組】 ・渋川県産材センターへの素材出荷の働きかけ 【今後の取組】 ・渋川県産材センターへの素材出荷働きかけの継続 ●林業従事者の確保 【現時点の取組】 ・農林系高校等からのインターンシップ受入れを実施 【今後の取組】 ・農林系高校等と林業事業体のマッチング
取組みに関連する指標	●木材流通加工 ・渋川県産材センターの製品出荷量20%増 R 6 20,000m³→R 12 24,000m³ (チップ含む※チップ1t = 1m³に換算) ●林業従事者の確保 ・農林系高校等と林業事業体のマッチング

2 西部地区

地域の概要	・森林資源が豊富であり、比較的地形は緩く、管内素材生産業者は意欲がある。 ・榛名県有林榛名経営区 面積649.94ha ・烏漕県有林烏漕経営区 面積513.47ha ・森林経営管理制度開始初期には、安中市・高崎市がともに県内で初めて集積計画を公告するなどトップランナーとして取り組んできた。 ・森林所有者の境界が不明確な地区は、森林経営管理制度の経営管理権集積計画が進まない。
地域の現状と課題	・2023年は素材生産目標数量32,000m³、うち管内素材生産業者による生産量は16,444m³ ・素材生産業者は森林組合（烏川流域、吾妻、鎭川東部）の下請けが多い。 ・森林所有者の境界が不明確地区は、森林経営管理制度の経営管理集積計画が進まない。 ・農林大学校では近傍の実習地確保が困難な状況。
地域の主な取り組み	・素材生産業者が自ら森林経営計画を策定できるよう支援し、管内素材生産業者による生産量の増加 ・リモートセンシングデータを活用した森林境界明確化の支援を行う。 ・県有林を実習地として提供、カリキュラムと県有林森林整備計画の調整を図ることにより、学生は現場での技術習得と知識習得の機会が得られ、県有林としては実技・実習をとおして維持管理や森林資源の活用が図られる。
取り組みに関連する指標	・西部独自の指標：森林経営計画新規策定事業者を3事業者とする。（2030年の森林経営計画策定面積7,495m³（県が立てた西部の目標数量）） ・境界が明確になり森林経営管理制度の経営管理権集積計画が策定された森林の面積 ・農林大学校卒業生を一人でも多く林業へ就業 ・県有林森林管理の強化

地 域 の 概 要	- 管内は、藤岡市、神流町、上野村の1市1町1村から成り、林野面積は、38,374haで総面積の80%を占め、国有林は9,543ha、民有林面積は、28,830haを有する。 - 地形は、北東部は、一部に平坦な地域が開け、関東平野北部の辺縁部を形成しているが、中央部から西側は、急峻な山岳地域で、御荷鉾山、赤久縄山等に囲まれた神流川の水源地域をなしている。 - 民有林のうち人工林面積は、15,719haで民有人工林率は55%（県平均48%）と高く、管内中央部はスギを主体とした御荷鉾林業地を形成している。
地 域 の 現 状 と 課 題	- 林業を核とした産業振興で神流町の持続的発展を目指すとし、平成28年度に「神流町林業再生プロジェクト協議会」が設置され、人材発掘・定着、原木の安定供給体制の整備、森林空間の新たな活用等をテーマに検討を実施してきた。 - これまでに木質バイオマス利用促進施設（麻生木材ヤード）の整備や、新たな森林と木材の魅力を発信する施設とし「フォレストベース」が整備されている。 - 慢性的な労働力不足と林業従事者の定着、麻生ヤードを利用した原木木材の安定供給の継続や、「フォレストベース」「アロマの森」による森林空間の新たな活用手段の検討を進めていく必要がある。
地 域 の 主 な 取 組 み	- 林業の担い手不足を解消すべく、働きやすい環境づくりや新たな人材獲得に向けての積極的な採用活動。上野村森林組合との業務連携。 - 森林経営管理制度などの積極的な活用による原木の安定供給の継続 - 新たな拠点となる「フォレストベース」や「アロマの森」等を活用し、森林と木材の魅力の発信
取 組 み に 関 連 す る 指 標	- 神流町、神流川森林組合等の関係者による新たな会議、協議会等の設置 - 林業従事者の確保及び定着に向けた取組の実施 - 異業種を含めた新たな森林、木材の活用方法の検討

4 富岡地区

地域の概要	- 管内は県の南西部に位置し、富岡市・甘楽郡の1市2町1村で構成されている。 - 林野面積は、36,164haで、林野率は74%、県平均の林野率67%と比較するとやや高い。森林所有区分別では、民有林が27,452ha（76%）、国有林が8,712ha（24%）となっている。 - 民有林の占める比率は県平均の54%と比べ22ポイントも高い。また、人工林は15,563ha、人工林率は57%で県平均の50%と比較すると、7ポイント高い。 - 管内の西部地域を中心に、スギを主体とした県内有数の鐺川林業地帯を形成し、木材の生産、加工・流通拠点となっている。
地域の現状と課題	【現状】 - 人工林は標準伐期齢を過ぎた12、13、14齢級が多く、全体の約50%を占める。 - 材積は約9,200千m^3で、県内約54,400千m^3の17%だが、民有林の素材生産量は管内約2.1万m^3で県内21.4万m^3の約9%で材積に比べ素材生産量が低い。 - 県内においては、比較的、製材業が盛んな地域であり、JAS認定製材所が2社ある。 - しいたけ等、きのこの生産が盛んである。 【課題】 - 有効に森林資源を循環利用していくには、適地の経済林においては、適時、皆伐再造林を推進する必要がある。 - 素材生産体制（人員確保・高性能林業機械等の設備）が整っていない林業事業体が見受けられる。 - 改正建築基準法の施行に伴うJAS材同等品の需要に向けた製材所の体制整備を図る必要がある。 - 東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響により、きのこ生産量は減少している。 - きのこ生産の原料であるナラ等の原木や広葉樹オガの価格が高止まりしている。
地域の主な取り組み	- 皆伐再造林を推進するため、地域にあった獣害対策の検討を引き続き行う。 - 補助事業等により、林業事業体の素材生産体制（人員確保・高性能林業機械等の設備）の整備を支援する。 - 県産材活用に向けて林業試験場と連携を図りながらJAS材同等品の供給に向けた体制整備を図る。 - 補助事業等により、原木等の生産資材の購入経費に支援するとともに引き続き原木、ほだ木、シイタケの放射性物質検査を実施する。
取組みに関連する指標	- 民有林素材生産量 現状2.1万m^3→5年後2.5万m^3 - 民有林皆伐再造林面積 現状18.2ha→5年後28.2ha - 管内きのこ産出額 現状809百万円→5年後823百万円

地域の概要	- 管内の森林面積は国有林・民有林を合わせ101,937haで、林野率は約80%と高く、国有林を除く44,013haの民有林を対象に各種施策を展開。 - 民有林造林は、例年35ha前後を推移し、近年、増加傾向であり、R5実績は46.31ha。民有林間伐は、減少傾向であり、R5実績は315ha。 - 路網整備としては、林道は1路線、作業道は例年12路線前後を開設しており、森林の整備、木材の伐採・搬出を推進している。
地域の現状と課題	- 管内の民有林面積44,013haのうち人工林は、21,461ha(48.8%)となっており、9齢級以上の利用期に達する面積が、約87%を占め、森林資源は充実している。 - 管内の森林所有者数は、12,535人。所有規模は小規模階層が多く、1ha未満の所有者が56.5%を占めており、森林の適正かつ効率的な経営をするため、団地化施策をする必要がある。
地域の主な取組み	- 県産材の供給体制の整備においては、森林経営計画の策定や森林経営管理制度の運用支援している。 - 皆伐・再造林による資源の循環利用と持続可能な森林づくりを推進するため、高性能林業機械の活用、車両系集材システムに加えて架線系集材システム、ドローンやICT等新たな技術を活用した低コストで効率的な素材生産・造林及び保育等の施業システムを整備するための指導を継続的に行う。 - 民有林の森林整備は、森林組合が主体となっているが、素材生産量の増加、森林経営管理制度の円滑な運用には、地域の意欲ある林業事業体の体制強化が不可欠であるため、経営能力を高めるための支援を行う。 【支援の取組案】 - QRコードを用い研修動画や施工事例等の役立つ情報の発信を強化していく。 - 林業事業体へ森林経営計画策定のための研修を企画・調整し経営意欲の向上を促す。
取組みに関連する指標	- 管内民有林素材生産量 43,021m³/年(2021-2023平均)→48,000m³/年(2030) - 管内の皆伐・再造林施業地面積 34.04ha/年(2021-2023平均)→50ha/年(2030) - 管内の森林経営計画策定面積 9,147ha(2024)→12,000ha(2030)

6 利根沼田地区

地域の概要	・県の北部に位置し、沼田市と利根郡全域（1町3村）を包含する地区で、県土面積の28%を占めている。 ・総面積176,569haのうち林野面積は152,338ha（民有林54,932ha・国有林97,406ha）で林野率は86%と高い。 ・水源涵養保安林等の公益的機能の高い保安林が林野面積の70%を占めている。
地域の現状と課題	・管内の民有林面積は54,932haであるが、県境の奥地には会社有等の大規模山林所有者がおり、500ha以上を有する森林所有者の森林面積は、合計で26,285haに及び、民有林面積の48%を占めるに至っている。 ・ブナ、ミズナラ等の広葉樹、亜高山性の針葉樹で構成される自然度の高い森林も多いことから、森林ビジネス等のフィールドとして活用を推進していく。一方、カシノナガキクイムシの侵入によるナラ枯れが増加していることから、コナラ等広葉樹材の利用促進についても進めていく必要がある。
地域の主な取組み	・針葉樹材の生産については、森林組合、民間の林業事業者ともに、積極的にやっているが、素材価格が低迷している中、より付加価値を高めていくために、森林経営計画により効率的に生産を勧めていく。 ・森林経営管理制度の活用については、市町村支援に取り組むための県の支援体制強化を図り、今後は森林環境譲与税の活用を促すなどして、活発な素材生産を推進する必要がある。 ・これらの制度を複合的に活用し、より収益性の高い素材生産が行えるよう支援を行っていく。 ・素材価格に付加価値をつける取り組みとして、今後必要とされることが多くなると考えられる、SGECなど森林管理に関する認証材の流通を促進するため、川場県有林からの出荷材をSGEC材として出荷する取組を行う。併せて、県有林森林経営計画に基づきJ-クレジットを発行する取組を推進していく。
取組みに関連する指標	・森林経営計画策定数 ・森林経営管理地区数

地域の概要	- 管内は、県の南東部に位置し、東毛4市及び邑楽郡5町にわたっている。 - 面積は85,175haで県総面積の13.4%。人口は約54万人で県総人口の28.8%を占めている。 - 森林面積は37,385haで県森林総面積の8.8%を占めており、林野率は44%となっている。 - 民有林が30,389haで81.3%を占め、国有林は6,996haで18.7%となっている。 - 林業生産では渡良瀬川及び桐生川流域のスギ材等の用材生産が主体となっている。
地域の現状と課題	●皆伐・再造林 - 約8割が30°以上の急峻な地形で機械の導入が難しく、非常に危険を伴うことから作業効率と安全対策が課題。造林コストの負担が大きいいため、皆伐・再造林が進んでいない。 ●林業従事者の確保 - 林業従事者のうち高齢者の占める割合が高いため、若い新規就労者の定着を進め、技術・技能の継承を図る必要がある。 ●林野火災跡地の早期復旧 - 令和3年2月に桐生市黒保根町上田沢で発生した林野火災は被害面積12.73ha、令和3年4月にみどり市東町沢入で発生した林野火災は被害面積が45.88haとなり、早急な森林の復旧と土砂流出防止対策が必要である。
地域の主な取組み	●皆伐・再造林 - 民間企業と連携してドローンを活用した薬剤散布実証試験を実施し、急傾斜地での下刈作業の省力化を図る。 ●林業従事者の確保 - 地域の高校生・大学生を対象にVRチェーンソーや高性能機械シュミレーターによる伐採作業の疑似体験授業及び森林・林業現場での視察を実施する。 ●林野火災跡地の早期復旧（桐生市） - 桐生市が森林環境譲与税を活用して実施する被害木の伐倒や植林等に対して技術的支援を行う。 ●林野火災跡地の早期復旧（みどり市） - 防災林造成事業により谷止工3基、植栽・保育（下刈、獣害防止）10.64haを実施する。
取組みに関連する指標	●皆伐再造林 - 造林面積15ha／年（R1～R6平均）→30ha／年（R12） ●林業従事者の確保 - 林業従事者数 92人（R6）→110人（R12） 110人のうち22人を若い就労者とする。 ●林野火災跡地の早期復旧（桐生市） - 林野火災跡地の全予定箇所を復旧する（R12） ●林野火災跡地の早期復旧（みどり市） - 林野火災跡地の森林整備面積0ha（R7）→10.64ha（R12） - 谷止工の設置2基（R7）→5基（R10）

第2章 進管理

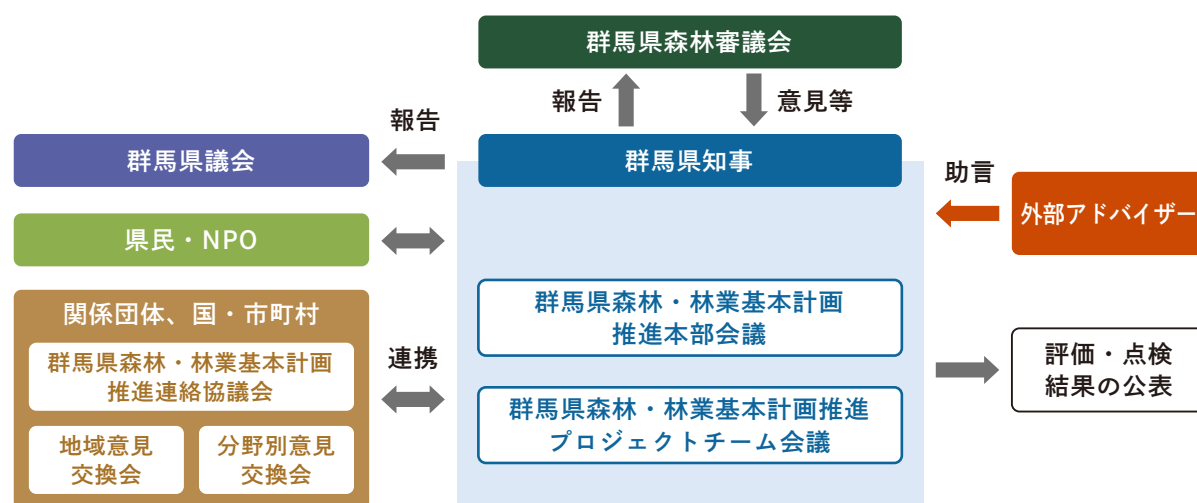
1 計画の推進体制

「需要の創出と生産体制構築」を中間見直しのメインテーマとして、基本計画の目標を達成するために今後5年間で取り組む施策を定めました。

中間見直しにおける重点プロジェクトをはじめとした諸施策を推進し、計画の目標を達成するためには、県内の森林・林業関係者が、基本計画の進捗状況等の現状認識を共有した上で、それぞれが責任を持って行動し、一致団結して取組を推進していくことが重要です。

このため、森林・林業・木材・特用林産関連産業等の関連団体、県、市町村等からなる群馬県森林・林業基本計画推進協議会を県及び各地域に設置し、施策の評価・点検・改善を行います。

また、常に幅広い知見や視点による改革を進めるため、外部アドバイザーからの助言を踏まえて、官民共創によって本計画を推進します。



(1) 進行管理

本計画については、指標と数値目標を設定し、施策の進行状況を管理します。

(2) 評価・点検

「群馬県森林・林業基本計画推進連絡協議会」において、毎年度、施策の評価・点検を行った上で、群馬県森林審議会へ報告します。

(3) 公表

施策の評価・点検結果については、群馬県ホームページ、各種広報手段等により毎年度公表します。

(4) 改善

計画の前提となっている事項や社会経済情勢等の大きな変化があった場合には、必要に応じ計画内容について見直しを行います。

また、評価結果や群馬県森林審議会、外部アドバイザーからの意見に基づき施策や数値目標の見直しを適宜行います。

◆数値目標一覧

指 標 ★重要指標	基準値 (令和元年)	現状値 (令和6年)	目標値 (令和12年)
Ⅰ 林業の競争力強化			
1 木材流通・加工の基盤強化と需要拡大			
★木材産業産出額(千万円/年)	8,261 ※平成30年次	8,652	11,800
県産木材製材品生産量[素材換算値](千m ³ /年)	118	91	168
★県内木材総需要量における県産木材率(%)	47	56	60
★製材工場における国産材製品出荷量(千m ³ /年)	71 ※平成30年次	60	100
県産木材製品の輸出量(m ³ /年)	1,201	2,054	4,000
公共建築物(3階建て以下)の木造率(%)	40 ※平成30年度	38	50
ウッドスタート宣言市町村数	3	5	10
2 林業システムの改革			
★林業就業人口1人当たりの林業産出額[木材生産](万円/年)	174 ※平成26年次	182	232
★山元立木価格[スギ](円/m ³)	2,596	3,290	3,596
林業産出額[木材生産](千万円/年)	215 ※平成30年次	225	320
★素材生産量(千m ³ /年)	379	427	500
造林面積(ha/年)	136	125	400
高性能林業機械所有台数(台)	204	241	250
森林経営計画策定面積(ha) ※年度末で有効な認定面積	23,816	17,102	30,000
路網の開延延長(km) ※森林経営計画内のH23～R12累積延長	975	1,670	2,900
素材生産性の向上率(%) ※意欲と能力のある林業経営者の平均素材生産性(m ³ /人・日)	— (5.74)	116% (6.66)	150% (8.61)
森林資源情報の高度化面積(千ha) ※4点/m ² の航空レーザー計測による解析面積	—	21	231
3Dレーザー、ドローン等の活用による森林施業に取り組む事業者数	—	6	16
★林業従事者数(人)	670	701	800
★林業従事者(現場技能者)の平均年収(万円/年)	—	409	500
新規就業者数(人) ※10年間の累計	479	185	580
死傷者数の減少率(%)	— (18人/年)	22% (14人/年)	30% (12人/年)
★林業試験指導機関人員率(人口10万人当たりの人数)	0.6	0.6	0.8
★市町村における意向調査面積(ha)	1,261	14,585	20,000
3 きのか産業等の再生			
★きのか生産産出額(千万円/年)	516	557	600
きのか生産量(トン/年)	7,226	6,742	8,000
原木栽培における県産資材調達率(%)	76	83	80
Ⅱ 森林の新たな価値の創出			
1 新たな森林資源利用			
★地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数	4	8	8
燃料用木質チップ・木質ペレット生産量(千m ³ /年)	119	164	163
2 「森林ビジネス」の創出			
★「森林ビジネス」取組地域数	13	15	35
森林由来J-クレジット登録数	—	5	30
県立森林公園・県立公園(赤城・榛名・妙義)入場者数(千人/年)	1,895	2,193	2,144
★森林環境教育参加者数(人/年)	15,853	14,010	21,200
森林ボランティア団体会員数(人)	—	2,751	3,000
Ⅲ 森林の強靱化			
1 防災・減災			
★民有林治山事業施工面積(ha) ※10年間の累計	556	138	600
★民有人工林の間伐等森林整備面積(ha/年)	1,990	1,573	3,100
★民有人工林の整備率(%)	42	45	50
山地災害危険地区における保安林指定面積(ha)	800	1,210	2,500
野生獣類による林業被害(百万円/年)	222	201	177

あ

☑ 意欲と能力のある林業経営者 [p.22]

森林経営管理制度において、市町村から森林の経営管理の再委託を受けることを希望しており、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力、経営管理を確実にを行うに足る経理的な基礎を有するとして都道府県が定める要件を満たし、公表された者。

☑ ウッドスタート宣言 [p.28]

ウッドスタートは、東京おもちゃ美術館（認定NPO法人日本グッド・トイ委員会）が展開している「木育」の行動プラン。全国の自治体や企業、保育所・幼稚園が、乳幼児に地産地消の木製玩具を祝い品として贈呈する事業や、子育て環境に地域材をふんだんに取り入れ木質化する事業などに取り組むに当たり、同委員会との間でウッドスタートに関する調印を行うことを「ウッドスタート宣言」と称している。

☑ ウッドマイレージ [p.54]

木材が伐採地から加工地・消費地まで運ばれる際の「輸送距離×木材量」で示す環境指標である。

☑ 横架材 [p.3]

建物の骨組みで横にかけ渡された構造材のことで、^{はり}梁や^{けた}桁等が該当する。

☑ オルソ画像 [p.45]

写真上の像の位置ずれをなくし、空中写真を地図と同じく、真上から見たような傾きのない、正しい大きさと位置に表示される画像に変換したもの。

か

☑ 改質リグニン [p.60]

リグニンは、全ての木材に含まれ、木材の約3割を占める成分。改質リグニンは、日本固有種のスギから、リグニンを安定したまま抽出した新素材。

☑ 皆伐・再造林 [p.19]

一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採し、再び苗木を植えて森林を造成すること。

☑ 皆伐・再造林一貫作業 [p.39]

伐採・搬出作業と平行又は連続して、伐採・搬出時に用いる林業機械を地拵え又は苗木等の資材運搬に活用するとともに、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせることで、一連の造林作業の効率化を図る作業。

☑ カシノナガキクイムシによるナラ枯れ [p.68]

カシノナガキクイムシがナラ・カシ類等の幹に穴をあけて穿入し、体に付着した「ナラ菌」を多量に樹体内に持ち込むことにより発生する樹木の伝染病。

☑ 花粉症対策苗木 [p.36]

花粉の発生量が有意に少ないスギ苗木を指し、花粉症対策品種（「無花粉」、「少花粉」、「低花粉」品種として（国研）森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センターが定めた基準により開発したもの及び花粉の生産に関する特性がこれと同程度のもの）のスギ苗木、並びに特定母樹から採取された種穂から生産されたスギ苗木。

☑ 官民共創コミュニティ [p.61]

群馬県新・総合計画ビジョンで示された概念で、企業や研究機関、地域の団体など様々な主体による連携を「共創」と定義し、自治体がこのような「共創」の場をつくるプラットフォームビルダーと

なり生まれるつながりを「官民共創コミュニティ」と名付けている。

☑ **機能性成分** [p.11]

食品に含まれる成分のうち、三次機能（体調を整えるなど）として生体調節機能に關与する食品成分。

☑ **キャリアパス** [p.51]

職歴（キャリア）と道筋（パス）を組み合わせた言葉で、企業におけるキャリアアップへの道筋。

☑ **菌床栽培** [p.53]

オガクズなどの木質素材に米糠などの栄養源を混ぜた人工の培地（菌床）で、きのこを栽培する方法。

☑ **群馬県植樹祭** [p.65]

戦争で荒廃した県土に緑を復興する郷土緑化運動の一つとして昭和21年に桐生市において第1回が開催された。毎年、緑づくりや森林を守り育てる大切さを広く普及啓発し、緑豊かな郷土づくりを推進するため、県民運動の中心的な行事として、県内各市町村を持ち回りしながら春の緑化運動推進期間中に開催している。

☑ **群馬県森林ボランティア支援センター** [p.64]

森林ボランティアの活動を推進していくために、ボランティア情報の収集と提供、指導や資機材の貸出など、一体的なサポートを行う機関。

☑ **ぐんま森林・林業イノベーションプラットフォーム（もりビズぐんま）** [p.11]

21ページ参照。

☑ **ぐんまゼロ宣言住宅促進事業** [p.25]

県産木材を使用した住宅において「省エネ性能」の基準を定め、「エネルギー」を創り出し、地域の資源を循環的に利用するサイクルを作ること、住性能の向上を図りながら、個人生活や環境面において高い効果を発揮する住宅の普及を目指す事業。

☑ **ぐんま中大規模木造建築マイスター** [p.10]

県が実施する養成講座の修了者で、建築物の木造化・木質化へのアドバイスができる者として、県が認めた者。

☑ **ぐんまツシュ** [p.24]

55ページ参照。

☑ **ぐんま緑の県民基金事業** [p.64]

県民税均等割の超過課税である「ぐんま緑の県民税」を財源とした事業。

奥山など立地条件等が不利で、林業経営が成り立たずに放置されている森林の整備や、市町村が管理する簡易水道等の取水口の上流に位置する森林の整備、あるいは松くい虫被害を受けて藪になった森林の再生といった、森林の公益的機能を発揮するための施策を行っている。また、市町村と地域住民等との協働による、住宅や道路など生活圏に近い里山・平地林などの整備、貴重な自然環境の保護・保全、森林環境教育活動等に対して支援を行っている。

☑ **経営ビジョン革新** [p.16]

多様な主体との連携や新たな収益源の創出、人材の確保・育成方針の策定等を通じて、林業事業体が持続可能で競争力ある新たな経営ビジョンを構築する取組のこと。

☑ **原木栽培** [p.53]

コナラなどの樹木を同じ長さに切った物（原木）に穴をあけて種菌を打ち込み、菌を蔓延させてきのこを発生させる方法。

☑ **構造用集成材** [p.8]

所要の耐力を目的として等級区分したひき板（ラミナ）を集成接着した物。

所要の耐力に応じた断面の大きさと安定した強度性能を持ち、大スパンの建築物の建設も可能となる。

☑ **高性能林業機械** [p.36]

従来のチェーンソーや刈払機等の機械

に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械のこと。

☑ **合板** [p.8]

丸太から薄くむいた板（単板）を、繊維（木目）の方向が直交するように交互に重ね、接着した板。

☑ **コンテナ苗** [p.39]

筒状の細長い特殊な形をした容器を複数備えたコンテナで育成した苗木。ポット苗に比べて小型で軽量。活着率が良く、植穴も小さくて済み、造林コストを減らすことが可能。

さ

☑ **山地災害危険地区** [p.12]

山崩れ、地すべり、土石流が発生した場合、人家や公共施設に被害が及ぶ恐れが高い地区、また、過去に実際に被害があった地区について調査し、その危険度が一定以上の地区を山地災害危険地区としている。

☑ **集約化** [p.3]

林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。

☑ **集約化構想** [p.4]

43ページのコラムを参照。

☑ **人工林** [p.7]

植栽等により造林され、造林対象樹種が半分以上を占める森林。

☑ **森林環境教育** [p.63]

平成14年度の「森林・林業白書」ではじめて明文化されたものであり、森林に関する様々な活動を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めるために実施される。

☑ **森林環境税** [p.3]

平成30（2018）年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31（2019）年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された。

森林環境税は、令和6（2024）年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもの。

☑ **森林環境譲与税** [p.3]

国税として賦課徴収された森林環境税が、国を通して「森林環境譲与税」として全国すべての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度を始めとする森林整備やその促進のための取組に活用される。市町村による森林整備の財源として、令和元（2019）年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。

☑ **森林経営管理制度** [p.3]

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。

☑ **森林経営計画** [p.36]

森林を経営管理していくため、植栽、保育、伐採、路網作設及び火災等の防止など、計画作成者が5か年間に行う施業内容を定めた計画。

☑ **森林経営プランナー** [p.51]

林業経営体が厳しい経営環境下でも収

益を確保し、森林所有者の所得向上にも資するよう、主伐・再造林や木材の有利販売等林業経営上の新たな課題に対応できる経営人材。

☑ 森林セラピー [p.63]

科学的根拠に基づいた森林環境での健康保持・増進の活動。

☑ 森林総合監理士 [p.40]

市町村森林整備計画の作成や適切な路網作設の方法、長期的視点に立った地域全体の森づくりの方法等を指導する技術者。フォレスターとも呼ばれる。

☑ 森林認証 [p.69]

独立した第三者機関が環境・経済・社会の3つの側面から一定の基準をもとに適切な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証し、その森林から生産され木材・木材製品にラベルを付けて流通させることで、持続可能性に配慮した木材についての消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する民間主体の取組のこと。

☑ ストーリー・ブランディング [p.61]

製品やサービスが持つストーリー、つまり物語性を活用するマーケティング手法のこと。

☑ スマート林業 [p.20]

生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を実現するための、地理空間情報やICT等の先端技術を活用した資源管理や施業方法のこと。

☑ セルロースナノファイバー [p.60]

鋼鉄の5分の1の重量で約5倍の強度を持つ植物由来の素材であり、木材等の植物繊維（セルロース）を化学的、機械的に処理してナノサイズ（1mmは100万分の1mm）まで細かく解きほぐした極細繊維状物質。

☑ 戦略的人材投資 [p.16]

人材を「資本」と位置づけ、処遇改善

や技術・技能の向上、キャリア形成やリーダー人材・IT人材の育成、経営力・マネジメント力・デジタルスキルの強化、安全装備の導入、働き方改革との連動などへの投資を積極的に進め、現場力や安全性を引き上げる取組のこと。

☑ 早生樹 [p.19]

スギやヒノキに比べて初期の樹高成長量や伐期までの材積成長量が大きな樹種。10～25年位の比較的短伐期での収穫が可能。

☑ 素材生産性 [p.36]

作業員1人が1日に平均で何m³の素材を生産したかを表すもので、全体の投入人工数で生産量を割って算出する。

た

☑ 短伐期林業 [p.38]

30年程度の短期間で皆伐と再造林を繰り返す森林施業。

☑ 地籍調査 [p.8]

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のこと。

☑ チップ [p.9]

木材を小片にしたもの。主にパルプの原料として利用されるが、近年は、木質バイオマス発電の燃料に使われることが増えている。

☑ 長伐期林業 [p.39]

皆伐を行わず、100年以上の長期間にわたり間伐（択伐）を繰り返すことにより大径木化を図る森林施業。

☑ ツーバイフォー工法 [p.18]

「木造枠組壁工法」のひとつで、2イン

チ×4インチの角材をベースにして住宅をつくる方法。

☑ **低コスト林業システム** [p.19]

傾斜が緩く、森林資源や路網が充実しているなど経営条件の整った人工林において、IoT技術を活用した高性能林業機械の導入等による素材生産性の向上と初期成長の早い樹種の活用等による保育経費の削減により短期間での皆伐・再造林を進める施業方法のこと。

☑ **天然林** [p.7]

人工林以外の森林。

☑ **点群データ** [p.45]

空間内の物体や地形を無数の点の集合で表現した3次元データ。

☑ **特定母樹** [p.36]

間伐等特措法第2条第2項において、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたもので、農林水産大臣が「特定母樹」と指定した樹木。

☑ **特定苗木** [p.38]

特定母樹から生産された苗木。

な

☑ **農業生産工程管理（GAP）** [p.57]

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

は

☑ **羽柄材** [p.3]

柱や梁^{はり}以外に使用される補助部材の総称であり、比較的断面の小さい部材のこと。

と。

☑ **一人親方** [p.49]

労働者を雇用せずに自分自身と家族などだけで事業を行う事業主のこと。

☑ **不在村所有者** [p.36]

森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者のこと。

☑ **ペレット** [p.11]

乾燥した木材を細粉し、圧力をかけて直径6～8mm、長さ5～40mmの円筒形に圧縮成形した木質燃料で、主にストーブやボイラーの燃料として利用されている。

☑ **保安林** [p.68]

水源^{かん}の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。

☑ **ほだ木** [p.56]

きのこ類の生産に用いる、きのこの種菌を接種した原木のこと。

ま

☑ **マテリアル利用** [p.16]

バイオマスを原材料として利用すること。木材のマテリアル利用には改質リグニンやセルロースナノファイバーなどがある。

☑ **未相続森林** [p.36]

過疎化や少子高齢化が進む中、相続に伴う所有権の移転登記がされていない森林のこと。森林所有者の一部が不明な場合（共有者不明森林）や森林所有者の全

部が不明な場合（所有者不明森林）がある。

☑ **緑のインタープリター** [p.64]

森林や緑づくりに関する広範な知識・技術を有する指導者であり、自然観察やネイチャーゲーム指導等を行っている。

☑ **「緑の雇用」事業** [p.48]

未経験者であっても林業に就き、必要な技術を学ぶことができる制度。林業経営体に採用された人に対し、講習や研修を行うことでキャリアアップについても支援する。

☑ **民有林** [p.7]

国が所有する国有林以外の森林で、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。

☑ **木育** [p.28]

幼児期から原体験として木と関わることで、木に対する親しみや理解を深め、ひいては木を生活に取り入れたり、森づくりに貢献したりすることのできる人の育成を目指す活動のこと。

☑ **木材検知アプリ** [p.37]

スマートフォンで木材を撮影するだけで、AIや画像認識技術を使って樹種、丸太の樹種、径級（太さ）、長さ等を自動で計測・識別してくれるアプリ。

☑ **木材産業産出額** [p.9]

経済産業省工業統計調査の都道府県別、産業中分類別製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所）における木材・木製品製造業（家具を除く）の出荷額のこと。

☑ **木材市況** [p.45]

原木市場での相場や取引の状況。

☑ **木材需給マッチングシステム** [p.33]

素材生産現場から、製材加工、製品販売までの木材流通データをクラウドシステムにより管理し、需要に応じた生産を行うシステムのこと。

や

☑ **山土場** [p.34]

伐採現場で丸太を一定の長さに切った後に搬出してきた木材を積み上げる比較的小さな林内の集積場所のこと。

☑ **幼齢木** [p.36]

林木が小さく、樹高の成長が盛んな林分。通常、成長の早い樹種では10～20年、遅い樹種では30年生までを幼齢林として区分している。

ら

☑ **林業作業士** [p.48]

緑の雇用（林業作業士研修）による集合研修と職場内研修（OJT）を組み合わせた3年間の研修で、森林整備や素材生産、運搬等の林業作業と、林業労働安全衛生に必要な知識、技術・技能を習得した者。フォレストワーカーとも呼ばれる。

☑ **林業産出額** [p.16]

林業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、林業行政の推進等のための資料を整備することを目的として集計され、各林産物生産量（木材統計調査、特用林産物生産統計調査等から得られる品目別生産量）に価格（木材生産にあっては樹種ごとの山元土場価格、木材生産以外にあっては庭先販売価格）を乗じて推計された額。

☑ **林業技能検定制度** [p.51]

2024年度に新たに設置された育林・素材生産作業に関する知識と技能を評価する国家検定試験。

☑ **林業試験指導機関** [p.49]

各都道府県の林業に関する試験研究機関及び国立研究開発法人森林研究・整備

機構。

☑ **林業従事者** [p.10]

森林組合や民間の林業会社の職員として、造林や伐採、搬出など、林業に従事する者。

☑ **林産事業** [p.49]

育成した森林の樹木を伐採し、搬出した木材を建築材や合板、バイオマス燃料などの原材料として生産・出荷する事業。

☑ **林地台帳** [p.39]

林地所有者や境界測量状況等の情報を地番ごとに整理したもので、市町村に整備されている。

アルファベット

☑ **A材、B材、C材** [p.32]

A材：欠点のない直材で、主に一般製材用として用いる。

B材：小曲等のある材で、主に集成材、合板用として用いる。

C材：大曲やキズなどの欠点のある材で、主にパルプ・チップ用として用いる。

☑ **CLT** [p.3]

Cross Laminated Timberの略称で、ひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。厚みのある大きな板であり、建築の構造材のほか、土木用材、家具などにも使用されている。

☑ **DLT** [p.29]

「Dowel Laminated Timber」の略で、一般的に木質建材で使われる接着剤や金属製の釘を使用せず、木ダホのみで接合される積層材（ダホとは合わせ釘ともいい、部材と部材の両方に穴をあけ、ダホを差し込むことにより木材同士をつなぎ合わせる構造）。

☑ **DX（デジタルトランスフォーメーション）** [p.61]

スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であるとされ、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させること」であるとされる。従来使われてきた「ICTの利活用」との最大の違いは、「ICTの利活用」がすでに確立された産業を前提に、あくまでその産業の効率化や価値向上を実現するものであったのに対し、デジタルトランスフォーメーションにおいては、その産業のビジネスモデル自体を変革していくことにあるとされる。

☑ **ESG** [p.4]

環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の英語の頭文字を合わせた言葉。

☑ **FSC（森林管理協議会）** [p.70]

Forest Stewardship Ecosystem Councilの略。世界規模で森林認証を行う非営利の国際NGO。世界自然保護基金（WWF）を中心として1993年に発足。

☑ **GNSS（全球測位衛星システム）** [p.20]

人工衛星を利用して地上の現在位置を計測するためのシステムであり、みちびき（日本）、GPS（アメリカ）、GLONASS（ロシア）、Galileo（EU）等のシステムの総称をGlobal Navigation Satellite System（全球測位衛星システム）といい、その頭文字から「GNSS」と表記される。

☑ **IoT** [p.19]

Internet of Thingsの略。今までインターネットにつながっていなかったモノをつなぐことを表す言葉。

☑ **ICT** [p.19]

Information and communications technology（情報通信技術）の略。情報技術（IT）を拡張した用語。

☑ JAS機械等級区分 [p.10]

日本農林規格（Japanese Agricultural Standard）による品質保証のための規格で、非破壊的方法で機械によりヤング係数を測定する等級区分のこと。曲げヤング係数により、「E 50」、「E 90」等と表示される。

☑ J-クレジット [p.4]

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

☑ NETSUGEN [p.62]

新たなビジネスや地域づくりにチャレンジする人が集まるイノベーション創出拠点として、北関東一帯を眺望する群馬県庁32階に設置した「官民共創スペース」。

☑ NLT [p.29]

「Nail Laminated Timber」の略。製材品を小端立てにして積層し、釘やねじで材料をパネル状に留め付けることにより作成されたもの。

☑ SGEC（緑の循環認証会議） [p.70]

Sustainable Green Ecosystem Councilの略。日本独自の森林認証制度を行う機関。国内の林業団体・環境NGOなどにより平成15年に発足。人工林の比率が高く、零細・小規模所有者が多いといった日本の実情に即した森林及び林産物の認証を行っている。

●群馬県森林審議会 委員名簿

(R6. 8. 2～)

氏 名	職業・役職等	備考
新 井 小枝子	群馬県立女子大学文学部教授	
伊 奈 康 治	林野庁関東森林管理局計画保全部長	
黒 澤 八 郎	上野村長	
進 藤 幸 子	(株)KOUWOOD 代表取締役	
鈴 木 元	群馬県森林組合連合会 代表理事専務	会長代行
鈴 木 春 美	マイタケ生産者 元 JA 全国女性組織協議会長	
須 藤 昭 男	みどり市長	
外 丸 茂 樹	中之条町長	
外 山 京太郎	川場村長	
奈 賀 由香子	群馬県環境アドバイザー連絡協議会	
永 井 芳 郎	ぐんま優良木材認証工場連絡協議会長	
萩 原 香	(有)萩原構造計画事務所 群馬建築士会 女性委員会委員長	
長谷川 美由紀	群馬県農村生活アドバイザー協議会長	
平 方 宏	一般社団法人 群馬県木材組合連合会長	会長
宮 崎 文 恵	弁護士	

●群馬県森林・林業基本計画推進連絡協議会 構成員名簿

(R6. 11. 27～)

団 体 名	職 名
群馬県森林組合連合会	総 務 部 長
一般社団法人 群馬県木材組合連合会	事 務 局 長
群馬県素材生産流通協同組合	参 与
群馬県きのこ振興協議会	園 芸 部 長
上野村	振 興 課 長
みどり市	農 林 課 長
中之条町	農 林 課 長
川場村	むらづくり振興課長
関東森林管理局群馬森林管理署	署 長

●群馬県森林・林業基本計画 外部アドバイザー名簿

(R 4.4.1 ~)

氏 名	職業・役職等
小 野 なぎさ	一般社団法人 森と未来 代表理事
立 花 敏	京都大学 大学院農学研究科 教授
中 澤 敦	合同会社ことりうみ ライター・ディレクター

●群馬県森林・林業基本計画の施策とSDGsの関連

SDGs			1	2	3	4	5	6
			 貧困をなくそう	 飢餓をゼロに	 全ての人に健康と福祉を	 質の高い教育をみんなに	 ジェンダー平等を実現しよう	 安全な水とトイレを世界中に
Ⅰ 林業の競争力強化	1 木材流通・加工体制の基盤強化と需要拡大							
	2 林業システムの改革	(1) 森林・林業イノベーションの推進		3				6
		(2) 市町村支援体制の強化		3				6
		(3) デジタル化・自動化の推進		3				6
		(4) 戦略的人材投資と経営ビジョン革新への支援		3				
	3 きこの産業等の再生			3				
Ⅱ 森林の新たな価値の創出	1 新たな森林資源利用							
	2 「森林ビジネス」の創出							
Ⅲ 森林の強靱化	1 防災・減災と災害への適応力向上							6

- 2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる（ローカル指標：林業就業人口1人当たりの林業産出額）。
- 6.6 2030年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラを開発する。
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については、同割合を倍増させる。
- 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。
- 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 13.1 すべての国々において、気象関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応力を強化する。
- 15.1 2030年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.2 2030年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再造林を大幅に増加させる（ローカル指標：林業試験指導機関人員率）。

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
 エネルギーを みんなにそし てクリーンに	 働きがいも 経済成長も	 産業と技術 革新の基礎 をつくろう	 人や国の不 平等をなく そう	 住み続けら れるまちづ くりを	 つくる責任 つかう責任	 気候変動に 具体的な対 策を	 海の豊かさ を守ろう	 陸の豊かさ も守ろう	 平和と公正 をすべての 人に	 パートナ シップで目 標を達成し よう
	2	4			2			2		
2	2	4			2	1		1,2		
	2	4			2	1		1,2		
2	2	4			2	1		1,2		
	2	2						1,2		
	2	4			2			2		
2	2	4			2	1		2		
		2		a	8			1		
		1		5		1		1		



群馬県森林・林業基本計画 2021-2030

令和 8 年 3 月(改訂版)

編集・発行 ● 群馬県環境森林部森林局林政課
〒 371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
TEL ● 027-226-3214
FAX ● 027-223-0463